

(素案)

福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証報告書

令和 2 年 9 月

福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証委員会

はじめに

※文章はダミー

令和元年東日本台風において、福島県では10月12日の昼過ぎから激しい雨が降り、12日夕方から13日未明にかけては県内全域で非常に激しい雨となり、県内で初めて大雨特別警報が発表されました。

更に、2週間後の10月25日から26日にかけても、福島県では大気の状態が非常に不安定となり、浜通りを中心に再び非常に激しい雨が降りました。

これらの大雨により、阿武隈川を初めとした県内河川が破堤したほか、内水面氾濫により県内広範囲において浸水被害が発生しました。

県内では32名の方が犠牲になられたほか、多数の住家被害が発生し、多くの県民の皆様が避難生活を余儀なくされました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心から御見舞を申し上げます。

福島県でも災害対策本部を設置して災害対応を行っていましたが、反省すべき点多々あったということで、本検証委員会を設置して、県の災害対応や住民避難行動について検証を行ってきました。

この検証結果を踏まえて県の災害対応の改善が図られるとともに、本県の防災減災対策が推進されるよう強く願います。

令和2年9月

福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会  
委員長 佐々木 康文

## 目 次

第 1	気象等の状況	1
第 2	被害状況	6
第 3	県災害対策本部の活動概要	11
第 4	検証事業の概要	17
第 5	検証事業中間報告（迅速で的確な避難行動に向けた取組）	20
第 6	県災害対策本部の活動に係る課題と取り組むべき対策	34
第 7	検証委員会における主な意見	61
第 8	課題と取り組むべき事項のリスト（素案）	66
第 9	締めの章	78

○ 参考資料 福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書

# 第 1 気象等の状況

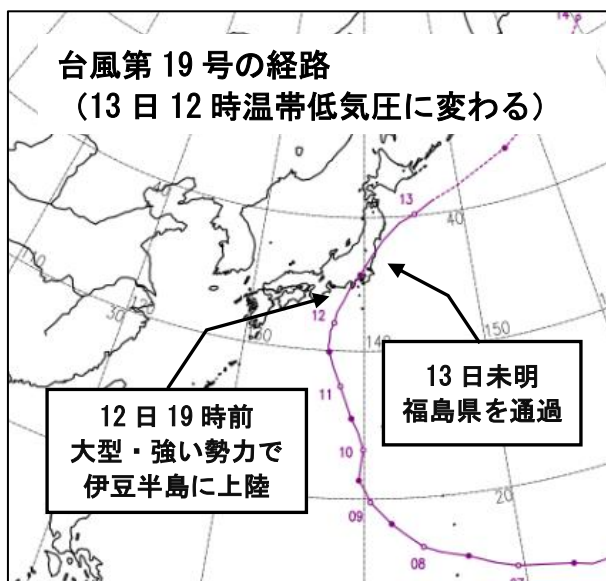
## 1 令和元年東日本台風

### (1) 気象概況

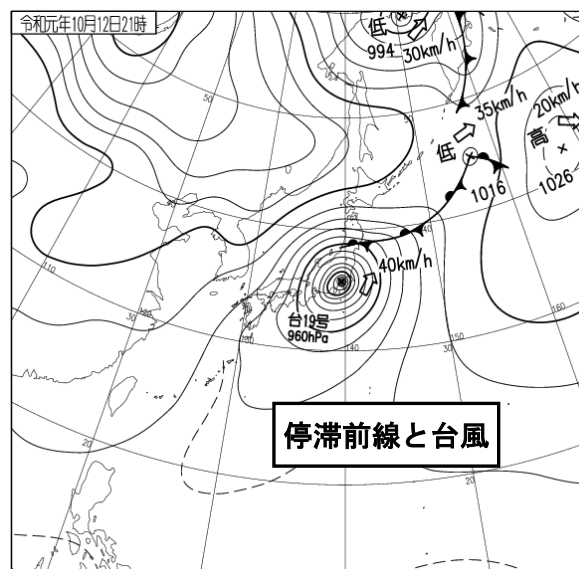
10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、一時は猛烈な勢力となったものの、10日21時には父島の西南西で非常に強い勢力に変わって北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。台風はその後も勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過して明け方には宮城県沖に抜け、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

福島県では、10月11日から前線の影響で雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い12日夕方から夜遅くにかけては非常に激しい雨となった。10月11日15時から13日6時までの総雨量は、福島県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、川内445.5mm、福島市鷲倉382.5mm、白河373.0mmと10月1か月の平年値の2～3倍の雨量となった。

また、台風の接近に伴って海上を中心に12日昼過ぎから風が強まり、夕方からは非常に強い風となり、最大風速は、猪苗代で12日19時18分に21.1m/s、白河で13日00時24分に16.4m/sを観測した。海上や海岸では、台風からのうねりの影響で10日から波が高くなり、12日夜遅くから13日夜のはじめ頃は大しけとなり、13日未明は10.0m（政府調査団資料による）の猛烈なしけとなった。



台風経路図

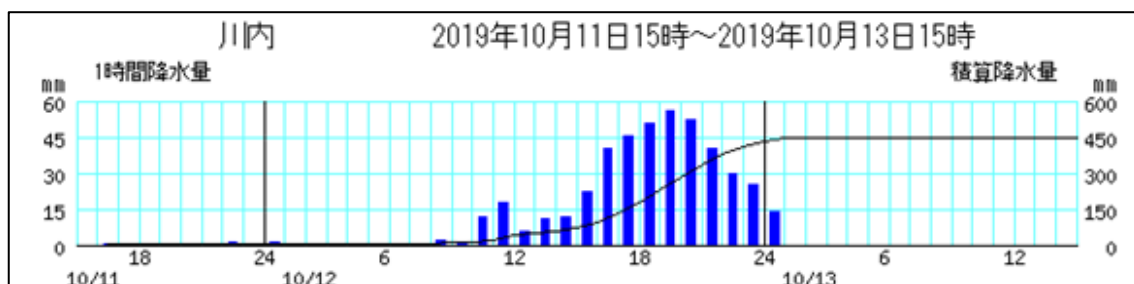


地上天気図

(2) 期間降水量 (積算期間 : 10月11日15時~13日6時)

地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)
川内	川内村	445.5	山田	いわき市	259.5	玉川	玉川村	194.5
鷺倉	福島市	382.5	福島	福島市	252.0	二本松	二本松市	193.0
白河	白河市	373.0	広野	広野町	250.5	茂庭	福島市	179.0
飯舘	飯舘村	337.0	小野新町	小野町	249.5	小名浜	いわき市	177.5
津島	浪江町	337.0	田島	南会津町	244.5	只見	只見町	176.5
浪江	浪江町	319.5	川前	いわき市	244.0	南郷	南会津町	167.5
古殿	古殿町	306.5	富岡	富岡町	238.0	西会津	西会津町	145.5
湯本	天栄村	295.5	平	いわき市	230.5]	若松	会津若松市	142.5
長沼	須賀川市	287.5	石川	石川町	219.0	金山	金山町	137.0
舘岩	南会津町	285.5	梁川	伊達市	217.0	猪苗代	猪苗代町	122.0
原町	南相馬市	274.5	船引	田村市	215.0	桧原	北塩原村	85.0
新地	新地町	265.0	湖南	郡山市	213.5	喜多方	喜多方市	69.0
檜枝岐	檜枝岐村	261.0	東白川	塙町	202.5			
相馬	相馬市	260.0	郡山	郡山市	195.5			

“]”は資料不足値。統計を行う資料が許容範囲を超えて欠けている場合を示す。



降水量の時系列図

(3) 気象警報の主な発表状況

(特別警報以外は、県内における最初の発表時刻・最後の解除時刻)

- 暴風・波浪警報発表 (12日08時19分)
- 大雨・洪水警報発表 (12日14時09分)
- 土砂災害警戒情報 (12日15時05分)
- 大雨特別警報 36市町村 (12日19時50分)
- 大雨特別警報 14市町村 (12日22時00分)
- 大雨特別警報解除 大雨警報へ 50市町村 (13日04時00分)
- 警報解除 強風注意報へ (13日08時08分)
- 大雨注意報へ (13日14時57分)
- 波浪注意報へ (13日22時16分)
- 洪水警報解除 (15日09時26分)

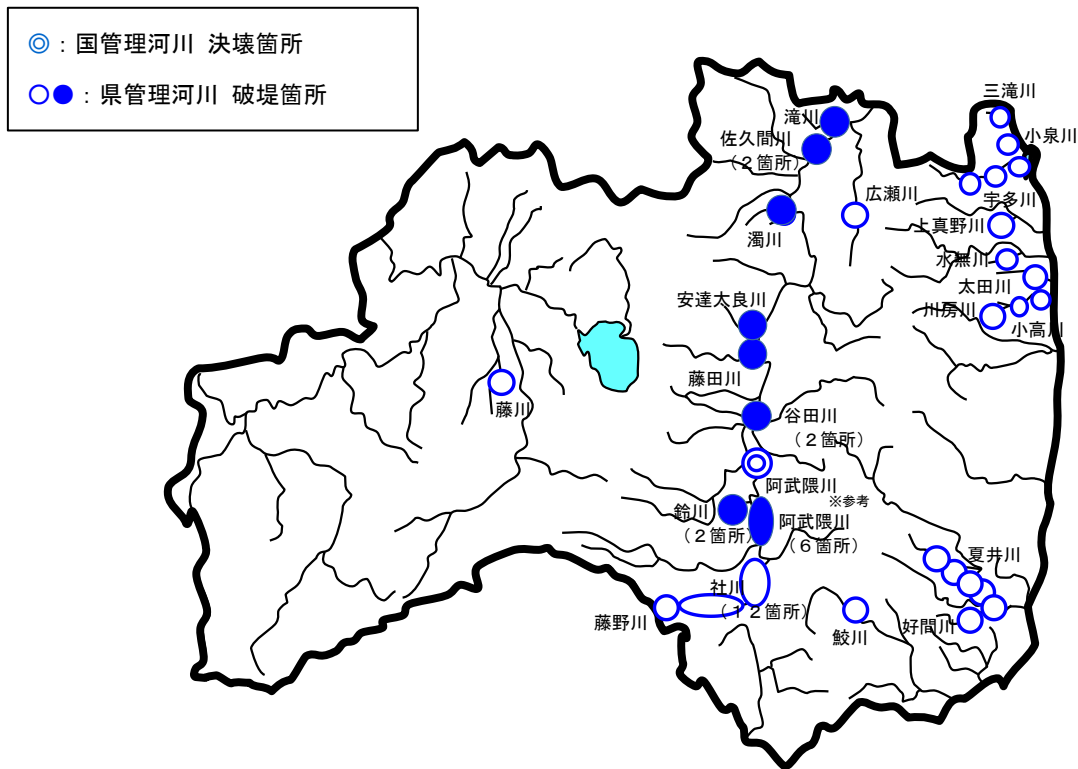
#### (4) 河川の状況

##### ア 国管理河川

- 阿武隈川及び荒川について、基準観測所 10 箇所中 9 箇所では既往最高水位を観測した。
- 基準観測所 10 箇所中 9 箇所では氾濫危険水位を超過し、特に、本宮・阿久津（郡山市）・須賀川地点においては、計画高水位を超過した。
- 阿武隈川で決壊 1 箇所、越水計 19 箇所、溢水計 6 箇所が発生した。

##### イ 県管理河川

- 21 河川 26 箇所の水位観測所で氾濫危険水位を超過した。
- 23 河川 49 箇所で河川堤防が破堤した。



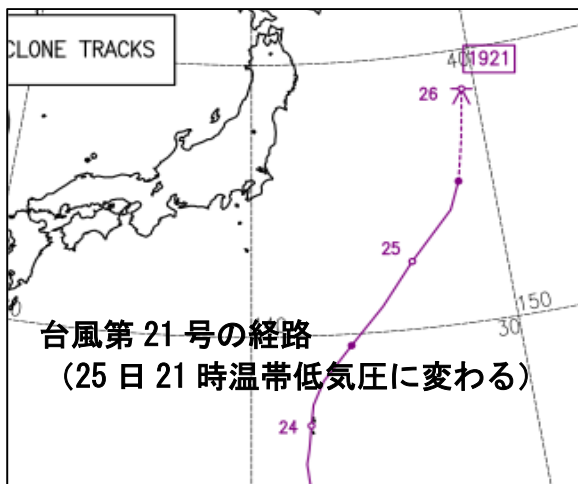
国・県管理河川堤防の破堤箇所

## 2 令和元年 10 月 25 日大雨

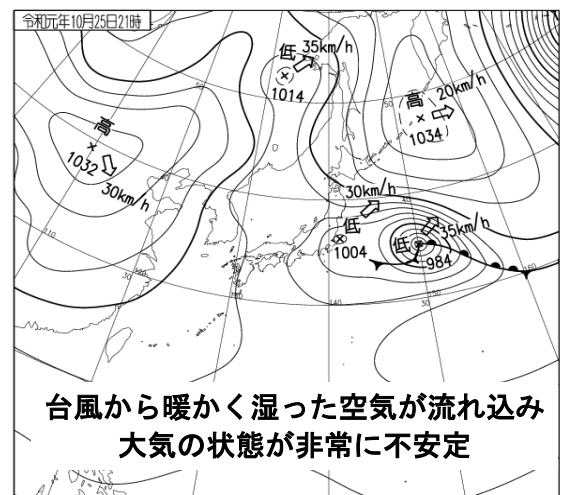
### (1) 気象概況

25 日から 26 日にかけて低気圧が関東から福島県沖を北東へ進んだ。また、日本の東を北上した台風第 21 号からの暖かく湿った空気が低気圧に向かって流れ込んだため、福島県では 25 日夜を中心に大気の状態が非常に不安定となった。

福島県では、浜通りを中心に 25 日夕方から激しい雨が降り、特に夜のはじめ頃から夜遅くにかけては非常に激しい雨が降った。24 日 23 時から 26 日 6 時までの総雨量は、浜通りを中心に 200mm を超える大雨となり、浪江 251.5mm、新地 231.5mm、相馬 231.0mm、広野 202.0mm と 10 月 1 か月の平年値に匹敵する雨量となった。



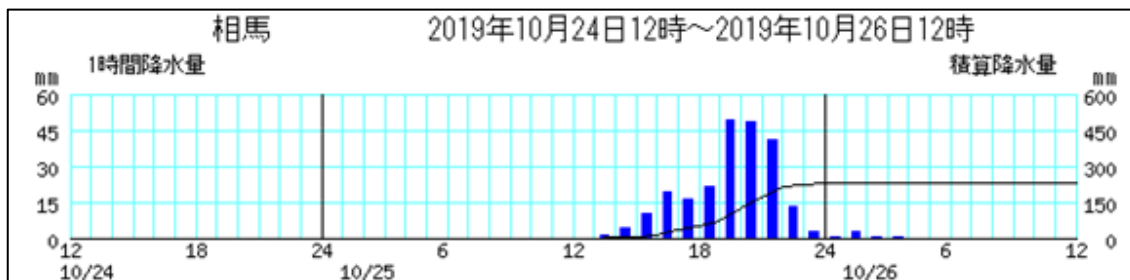
台風経路図



地上天気図

### (2) 期間降水量 (積算期間 : 10 月 24 日 23 時 ~ 26 日 6 時)

地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)
浪江	浪江町	251.5	湯本	天栄村	79.0	郡山	郡山市	46.5
新地	新地町	231.5	舘岩	南会津町	72.5	金山	金山町	45.0
相馬	相馬市	231.0	田島	南会津町	68.0	南郷	南会津町	44.5
広野	広野町	202.0	白河	白河市	66.0	若松	会津若松市	43.5
平	いわき市	198.0	茂庭	福島市	63.0	東白川	塙町	41.5
小名浜	いわき市	193.0	川前	いわき市	63.0	西会津	西会津町	41.0
原町	南相馬市	182.5	長沼	須賀川市	62.0	船引	田村市	39.5
富岡	富岡町	159.0	湖南	郡山市	58.5	玉川	玉川村	38.5
山田	いわき市	158.5	石川	石川町	57.5	只見	只見町	37.0
鷲倉	福島市	152.0	福島	福島市	53.5	猪苗代	猪苗代町	29.0
川内	川内村	127.5	檜枝岐	檜枝岐村	49.0	喜多方	喜多方市	26.5
津島	浪江町	89.0	二本松	二本松市	48.5	桧原	北塩原村	20.5
古殿	古殿町	88.0	梁川	伊達市	47.5			
飯舘	飯舘村	81.5	小野新町	小野町	47.0			



降水量の時系列図

### (3) 気象警報の主な発表状況

(特別警報以外は、県内における最初の発表時刻・最後の解除時刻)

- 暴風・波浪警報発表 (25日 10時 20分)
- 洪水警報発表 (25日 15時 34分)
- 大雨警報発表 (25日 16時 39分)
- 土砂災害警戒情報 (25日 16時 57分)
- 警報解除
  - 強風注意報へ (26日 04時 31分)
  - 大雨注意報へ (26日 09時 28分)
  - 波浪注意報へ (26日 16時 24分)
  - 洪水注意報へ (26日 16時 24分)



## 第2 被害状況

### 1 人的被害（被害状況即報第95報（R2.6.9時点））

阿武隈川流域において、大量の雨が上流域から下流域まで同時に降ったことなどにより、浸水害が広がり、全国に比して大きな人的被害が発生した。

#### （1）被害者数

区分	人数	市町村別内訳
死者（直接死）	32名	いわき市8、本宮市7、郡山市6、白河市2、須賀川市2、相馬市2、二本松市2、南相馬市1、川内村1、飯舘村1
死者（災害関連死）	6名	いわき市4、須賀川市1、鏡石町1
重傷者	1名	郡山市1
軽傷者	58名	いわき市31、伊達市12、福島市8、南相馬市2、棚倉町2、鏡石町1、猪苗代町1、川内村1

#### （2）災害直接死の原因等

区分	人数	市町村別内訳
自宅の浸水	15名	いわき市7、本宮市5、須賀川市2、郡山市1
土砂災害	3名	二本松市2、白河市1
その他（屋外移動中等）	14名	郡山市5、相馬市2、本宮市2、いわき市1、白河市1、南相馬市1、川内村1、飯舘村1

※ 土砂災害の3名、その他のうち郡山市3名、川内村1名、飯舘村1名を除き、浸水想定区域での被災。

### 2 建物被害（被害状況即報第95報（R2.6.9時点））

阿武隈川流域や夏井川流域において、河川の越水や内水面氾濫により浸水被害が発生したほか、山沿いにおいて土砂崩壊等により被害が発生した。

#### （1）住家

区分	棟数	市町村別内訳
全壊	1,467棟	郡山市662、本宮市262、伊達市178、須賀川市155、いわき市128、福島市27、国見町8、二本松市7、石川町7、白河市6、鏡石町6、南相馬市5、相馬市4、川俣町3、矢祭町3、田村市2、玉川村2、只見町1、猪苗代町1

半壊	12,311 棟	郡山市 4163、いわき市 4122、相馬市 861、須賀川市 674、本宮市 629、伊達市 466、福島市 417、石川町 399、南相馬市 153、鏡石町 69、田村市 63、二本松市 62、川俣町 41、玉川村 40、白河市 35、猪苗代町 18、矢祭町 17、浅川町 16、矢吹町 12、桑折町 10、川内村 10、中島村 8、国見町 6、浪江町 4、泉崎村 3、古殿町 3、三春町 3、南会津町 2、平田村 2、小野町 2、西郷村 1
一部損壊	6,552 棟	郡山市 1997、いわき市 1677、相馬市 553、伊達市 480、福島市 363、須賀川市 233、南相馬市 227、二本松市 218、本宮市 180、石川町 132、猪苗代町 117、田村市 86、白河市 55、塙町 40、川俣町 33、西郷村 23、平田村 13、矢吹町 12、三春町 12、玉川村 11、浅川町 10、矢祭町 9、古殿町 8、鏡石町 7、新地町 7、大玉村 6、鮫川村 6、小野町 6、国見町 5、中島村 5、桑折町 4、会津若松市 3、只見町 3、天栄村 3、川内村 2、下郷町 1、磐梯町 1、泉崎村 1、棚倉町 1、檜葉町 1、葛尾村 1
床上浸水	1,099 棟	本宮市 899、鏡石町 79、塙町 73、田村市 17、福島市 13、小野町 7、川俣町 3、広野町 3、新地町 2、古殿町 1、下郷町 1、飯館村 1
床下浸水	448 棟	本宮市 146、川内村 76、川俣町 64、塙町 48、小野町 33、鏡石町 16、泉崎村 13、玉川村 9、矢祭町 7、桑折町 7、広野町 5、棚倉町 5、古殿町 3、飯館村 3、鮫川村 3、三春町 2、南会津町 2、会津坂下町 2、新地町 1、猪苗代町 1、会津若松市 1、喜多方市 1

(2) 非住家

区分	棟数	市町村別内訳
公共建物	62 棟	郡山市 30、相馬市 14、福島市 4、鏡石町 4、須賀川市 3、石川町 3、小野町 1、飯館村 1、柳津町 1、浪江町 1
その他	9,563 棟	郡山市 4400、いわき市 2257、須賀川市 1309、相馬市 829、福島市 160、伊達市 160、南相馬市 104、石川町 103、二本松市 101、白河市 29、磐梯町 19、浅川町 14、国見町 12、田村市 11、小野町 11、浪江町 10、矢祭町 8、桑折町 7、鏡石町 5、猪苗代町 5、川内村 4、棚倉町 2、南会津町 2、西郷村

### 3 その他の被害（福島県土木部調べ（R2.6.30時点））

区分	被害概要
県管理道路	通行止め最大 378 箇所
県管理河川	破堤箇所 49 箇所（23 河川 17 市町村）
土砂災害発生箇所	土砂崩れ発生箇所 152 件（21 市町村）

### 4 避難所開設数・避難者数

55 市町村が避難場所・避難所を開設し、避難者数のピークは 12 日の 22 時から 23 時頃であった。

区分	人数・箇所数	市町村別内訳
避難者数	26,175 人	いわき市 6968、郡山市 3973、伊達市 1838、南相馬市 1495、相馬市 1286、須賀川市 955、本宮市 839、石川町 826、桑折町 588、川俣町 581、福島市 551、白河市 522、田村市 522、塙町 484、二本松市 430、会津若松市 392、南会津町 355、只見町 267、小野町 254、柳津町 246、会津美里町 237、新地町 215、天栄村 195、古殿町 186、平田村 151、国見町 150、矢祭町 125、下郷町 115、檜葉町 114、猪苗代町 108、西郷村 108、金山町 105、広野町 104、浪江町 103、浅川町 97、三春町 79、富岡町 67、玉川村 60、大玉村 58、鏡石町 57、矢吹町 57、檜枝岐村 52、川内村 47、昭和村 41、泉崎村 39、三島町 29、中島村 29、鮫川村 24、飯舘村 18、棚倉町 14、磐梯町 11、西会津町 5、大熊町 2、北塩原村 1
避難所数	510 箇所	いわき市 57、郡山市 42、柳津町 35、伊達市 28、南会津町 25、相馬市 17、本宮市 17、二本松市 17、須賀川市 16、田村市 16、只見町 16、塙町 14、南相馬市 13、白河市 13、西郷村 12、川内村 12、川俣町 11、三春町 11、会津美里町 10、玉川村 10、会津若松市 9、石川町 8、福島市 6、北塩原村 6、天栄村 5、国見町 5、金山町 5、大玉村 5、三島町 5、桑折町 4、新地町 4、広野町 4、浅川町 4、棚倉町 4、矢祭町 3、浪江町 3、鏡石町 3、矢吹町 3、中島村 3、鮫川村 3、飯舘村 3、西会津町 3、小野町 2、古殿町 2、下郷町 2、檜葉町 2、猪苗代町 2、昭和村 2、平田村 1、富岡町 1、泉崎村 1、磐梯町 1、大熊町 1、葛尾村

※ 各市町村最大避難人数の合計とその時の避難所（避難場所含む）開設数。

## 5 ライフライン

区分	主な被害
電気	延べ停止戸数 計 43,442 戸 (39 市町村で停電が発生) 停止戸数 19,231 戸 (10/13 2:18 時点 停止戸数ピーク) 停止戸数 575 戸 (10/14 2:00 時点 ピーク発生から 1 日後) 停止戸数 39 戸 (10/16 2:00 時点 ピーク発生から 3 日後)
L P ガス	浸水や土砂崩れ、河川の決壊により、住宅等から約 50 本の L P ガス容器が一時流出・埋没した。
水道	上水道・水道管の損傷や停電により、最大 77,400 戸断水 (断水期間 10/12～11/8)

## 6 被害額 (第 41 回災害対策本部員会議資料 (R2. 3. 12 時点))

### (1) 農林水産関係

区分	被害額 (千円)
農業	2,389,405 千円
農地	52,793,000 千円
林業	8,358,296 千円
水産	82,069 千円

### (2) 商工関係

被害額	市別内訳
約 929 億 991 万円	郡山市 450.2 億円、いわき市 200.5 億円、伊達市 106.2 億円、本宮市 61.1 億円、須賀川市 46.9 億円、相馬市 9.4 億円、南相馬市 5.3 億円、福島市 5.3 億円、その他 44 億円

## 7 関係法律の適用状況

### (1) 災害救助法

適用日	市別内訳
10月12日	50市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）
10月19日	5市町（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、矢祭町）

### (2) 被災者生活再建支援法

適用日	市別内訳
10月29日	県内全市町村 （100世帯以上の住宅全壊被害が発生したことによる）

### (3) 特定非常災害の被害者の権利の保全等を図るための特別措置に関する法律

閣議決定日	概要
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令により令和元年台風第19号を「特定非常災害」に指定。</li> <li>・許認可等の有効期間の延長措置などの措置が適用。</li> </ul>

### (4) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

閣議決定日	概要
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令により10月11日から同月14日までの暴風府による災害を「激甚災害」に指定。</li> <li>・災害復旧事業の国庫補助率かさ上げなどの特例措置が適用。</li> </ul>
11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令により10月11日から同月26日までの暴風雨による災害を「激甚災害」に指定（災害期間の見直し）。</li> <li>・適用される特例措置が拡大。</li> </ul>

### (5) 大規模災害からの復興に関する法律

閣議決定日	概要
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令により令和元年台風第19号による災害を「非常災害」に指定。</li> <li>・県や市町村が管理する道路や河川などの復旧工事を国が代行することが可能となる。</li> </ul>

## 第3 県災害対策本部の活動概要

### 1 県災害対策本部組織

別表1「福島県災害対策本部組織編成表」のとおり

### 2 配備等の状況

○：県の体制 ◇：気象警報等

#### <10月11日（金）>

11：30 危機管理室員会議（庁内会議）

- ・ 福島地方気象台の予報官による気象情報の提供
- ・ 各部局の対応を確認

13：30 庁内防災連絡員会議・市町村防災担当者会議（テレビ会議）

- ・ 福島地方気象台の予報官による気象情報の提供
- ・ 大雨等の水害への対応等の確認

#### <10月12日（土）>

○ 09：00 事前配備（危機管理部）

◇ 14：09 大雨・特別洪水警報発表 → 段階的に県内全域に拡大

○ 14：09 警戒配備体制（2班）

危機管理部職員20名が情報収集

○ 15：00 県災害対策本部設置

危機管理部職員20名体制を継続

◇ 15：05 土砂災害警戒情報発表 → 段階的に県内全域に拡大

◇ 19：50 大雨特別警報発表（36市町村）

◇ 22：00 大雨特別警報発表（14市町村）

#### <10月13日（日）>

◇ 4：00 大雨特別警報解除（大雨警報へ切り替え）

○ 8：30 災害対策本部各班の事務局指定職員が参集（班体制運用開始）

※ 以降、事務局指定職員に応援職員を加え、最大222名が対応

#### <令和2年3月24日（日）>

○ 9：00 県災害対策本部解散

### 3 災害対策本部員会議開催状況

#### <10月13日（日）>

10：00 第1回会議（県警へり映像確認、知事の人命救助の指示など）

16：00 第2回会議（救助状況の確認など）

<10月14日（月・祝）>

11：00 第3回会議（救助状況の確認、給水支援の確認など）

19：00 第4回会議（救助状況の確認、政府の動きなど）

<10月15日（火）>

16：00 第5回会議（国交省支援、プッシュ型支援、自衛隊の活動など）

<10月16日（水）～10月31日（木）>

1日1回の開催 第6回会議～第22回会議

<11月3日（日）～11月22日（金）>

週2～3回の開催 第23回～第29回

<11月29日（金）～12月27日（金）>

週1回の開催 第30回～第34回

<(R2) 1月10日（金）～3月12日（木）>

適宜書面開催 第35回～第41回（最終）

#### 4 県災害対策本部の主な活動

(1) 初動対応（発災直前～大雨特別警報解除）

- ・ 県防災事務連絡システムによる被害情報収集開始
- ・ 県災害対策本部体制の移行
- ・ 物資要望対応開始
- ・ 災害救助法適用に関する調整開始
- ・ ヘリコプター運用に関する調整開始
- ・ 自衛隊災害派遣要請に係る調整開始
- ・ 県リエゾンを市町村へ派遣するための調整開始
- ・ 救助に係る調整開始

(2) 応急期（大雨特別警報解除後～発災3日目まで）

- ・ 災害対策本部各班運用開始
- ・ DMA T調整本部設置
- ・ 給水支援対応開始
- ・ 避難所支援開始
- ・ 高齢者施設等支援開始
- ・ 高速道路無料化対応開始

※ 時系列の活動は別表2「県災害対策本部の活動状況と収集した情報」のとおり

## 5 県職員の市町村派遣

### (1) 地方災害対策本部リエゾン

- ・ 10月13日(日)8:30から県内全市町村へ派遣(最長12/27日まで)

※ 4市町へは前日10月12日に派遣

- ・ 市町村と県の連絡調整、自衛隊派遣要請に係る調整を実施

### (2) 管理職リエゾン

- ・ 10月17日から12月2日まで最大13市町村へ派遣(延べ347人・日)

- ・ 首長等の要望対応などを担う

### (3) 避難所運営支援

- ・ 10月16日から12月27日まで2名1組で派遣(延べ1,256人・日)

- ・ 5市(郡山市、いわき市、相馬市、伊達市、本宮市)に派遣

- ・ 原則2泊3日のローテーションで避難所運営補助、配膳補助などに従事

### (4) 罹災証明書交付支援

- ・ 10月22日から12月26日まで7市町へ派遣(延べ1,721人・日)

## 6 物資の支援

### (1) 県備蓄物資の提供

- ・ 県備蓄倉庫の保管物資を提供
- ・ 飲料水・毛布・パーティションなど

### (2) 国のプッシュ型支援の対応

- ・ 自治体からの要請を待たずに政府が支援物資を届けるスキーム
- ・ 飲料水、食料、段ボールベッドなど

### (3) 災害時応援協定締結先からの調達

- ・ 市町村から要望のあった物資を民間企業等から調達して搬送

## 7 主な応援

### (1) 自衛隊災害派遣要請

第44普通科連隊、第6特科連隊

### (2) 緊急消防援助隊応援要請

青森県、埼玉県、千葉市消防局、東京消防庁 ※ 全て航空隊

### (3) 北海道・東北8道県相互応援

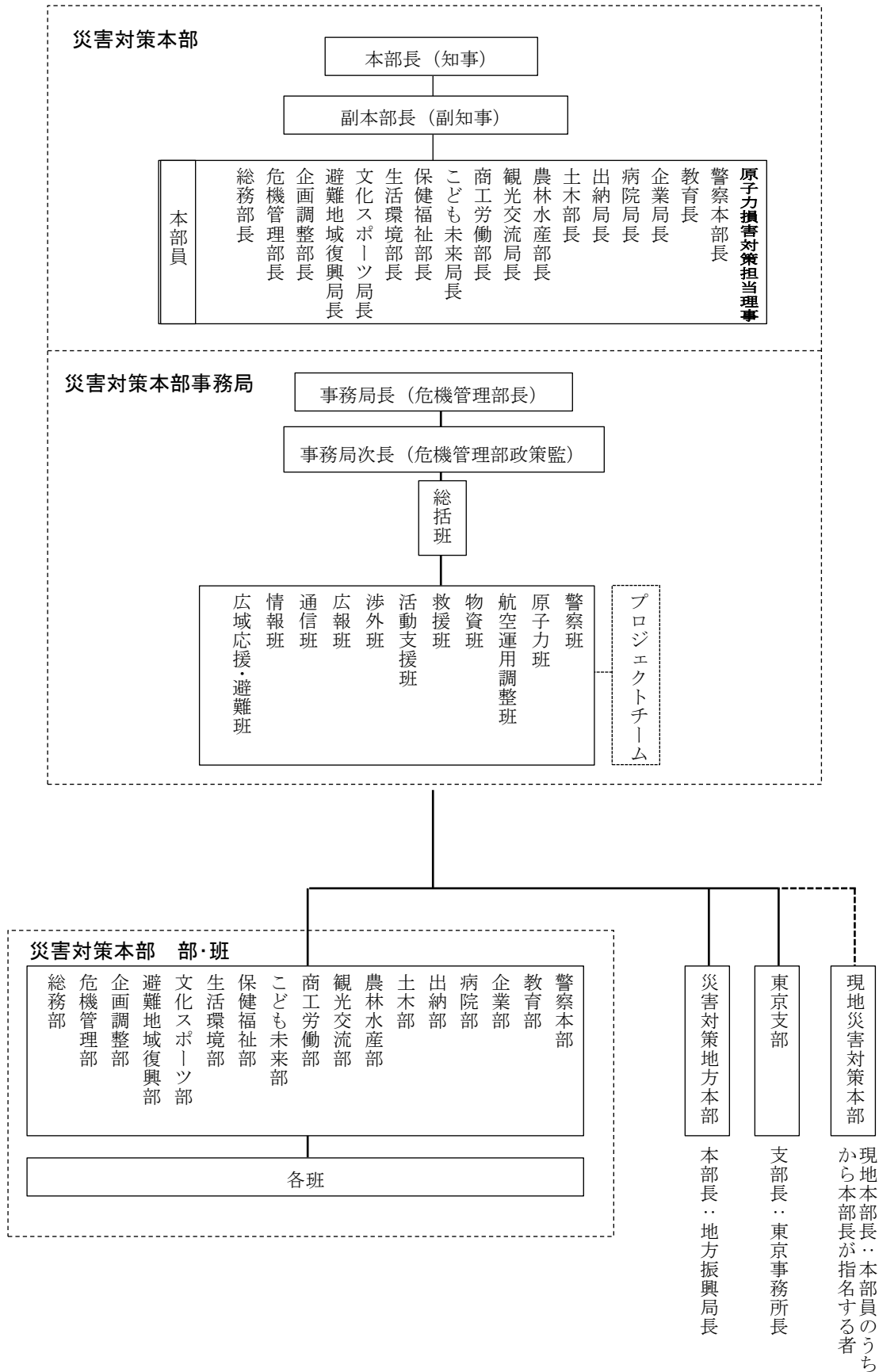
新潟県

### (4) 総括支援チーム・対口支援団体(総務省スキーム)

新潟県(北海道・東北8道県相互応援から切替)、新潟市、大阪市、広島市、神戸市、京都府、香川県、愛媛県、高知県、堺市



別表 1 「福島県災害対策本部組織編成表」







## 第4 検証事業の概要

### 1 検証委員会

#### (1) 委員

令和元年東日本台風及び令和元年10月25日大雨（以下「令和元年東日本台風等」という。）に伴う福島県内の災害について検証し、その結果を福島県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災・減災等の対策に資するため、令和2年1月に「福島県台風第19号等災害対応検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置した。

検証委員会の委員構成は次のとおり。

氏名	所属・役職	専門分野
佐々木 康文 (委員長)	福島大学行政政策学類 教授	災害情報論
中林 一樹	東京都立大学 名誉教授 明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員	都市防災学 災害復興学
田村 圭子	新潟大学危機管理室 教授	危機管理 災害福祉
長林 久夫	日本大学 名誉教授	水工学
阿部 恒之	東北大学大学院文学研究科 教授	災害心理学
成田 良洋	福島県危機管理部長（～R2.3.31）	/
大島 幸一	〃 (R2.4.1～)	
戸田 光昭	福島県保健福祉部長	/
猪股 慶藏	福島県土木部長	

#### (2) 検証委員会開催記録

検証委員会の開催経過は次のとおり。

日時・場所	内容
令和2年2月1日 (第1回) 福島県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員長の選任</li> <li>○令和元年東日本台風等の状況について</li> <li>○検証の進め方について</li> <li>○住民避難行動調査について</li> </ul>
令和2年2月29日 (第2回) 福島県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県災害対策本部の活動の検証</li> <li>・県災害対策本部の初動対応と運用について</li> <li>・関係機関との連携について</li> </ul>

日 時・場所	内 容
令和 2 年 5 月 15 日 (第 3 回) 書面開催	○県災害対策本部の活動の検証 ・避難行動要支援者への対応について ・避難所支援について ○市町村の災害対応等に係る聞き取り調査の結果について
令和 2 年 5 月 31 日 (第 4 回) W e b 会議	○住民避難行動調査の結果について ○市町村との連携について ○検証事業の中間報告について
令和 2 年 8 月 3 日 (第 5 回)	○福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証報告書 (素案) について
令和 2 年 9 月 7 日 (第 6 回)	○福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証報告書 (案) について

※各回の資料については、県ホームページに掲載

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/taihu19kensyo.html>)

## 2 住民避難行動調査

### (1) 調査目的

令和元年東日本台風等に係る住民避難行動の実態を把握して、県の災害対応や市町村と連携、避難行動促進に向けた取組の検討などの基礎資料とするため。

### (2) 調査方法

- ア 調査地域：令和元年東日本台風等の被害が大きい 13 市町
- イ 調査対象：被災世帯 (13, 225 世帯)
- ウ 調査手法：郵送に配布・回収 (自記式)
- エ 調査期間：令和 2 年 2 月 28 日から 3 月 23 日まで

### (3) 回収結果

- ア 発送数：13, 225 票
- イ 回収数：7, 123 票
- ウ 回収率：53.9%

### 【参考資料】

『福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書』

### 3 令和元年東日本台風等に係る市町村の災害対応状況調査

#### (1) 市町村防災担当職員への聞き取り調査

- ア 調査期間：令和2年3月18日から3月27日まで
- イ 調査対象：県内12市町村（被害の大きい市町村から選定）
- ウ 調査項目
  - ・ 県との連携について
  - ・ 避難情報の発令について
  - ・ 避難場所・避難所について
  - ・ 避難行動要支援者への対応について
  - ・ 自主防災組織の活動について
  - ・ 市町村災害対策本部について
  - ・ 市町村の受援体制について

#### (2) 調査票による調査

- ア 調査期間：令和2年4月22日から5月22日まで
- イ 調査対象：県内59市町村（全市町村）
- ウ 調査項目
  - ・ 避難行動要支援者への対応について
  - ・ 避難場所・避難所の運営について

### 4 中間報告（次ページより）

大雨の危険性が高まる梅雨の出水期を前に、第4回までの検証委員会における議論と住民避難行動調査の結果等を踏まえて、水害から命を守るための「県民の皆様迅速で的確な避難行動に向けた取組」について中間報告として取りまとめ、令和2年6月8日付けで市町村や商工関係団体へ発出した。

また、県民や事業者へ向けて、中間報告の内容を踏まえた水害への備えに係るメッセージを発出した。

## **第5 検証事業中間報告（迅速で的確な避難行動に向けた取組）**

### 目 次

1 人的被害状況による検証	21
2 住民避難行動調査による検証	22
3 市町村災害対応調査による検証	24
4 検証委員会委員の意見	26
5 迅速で的確な避難行動に向けた取組（水害から命を守るために）	27
県民や事業者の皆様へ向けたメッセージ	31

# 1 人的被害状況による検証

## (1) 人的被害

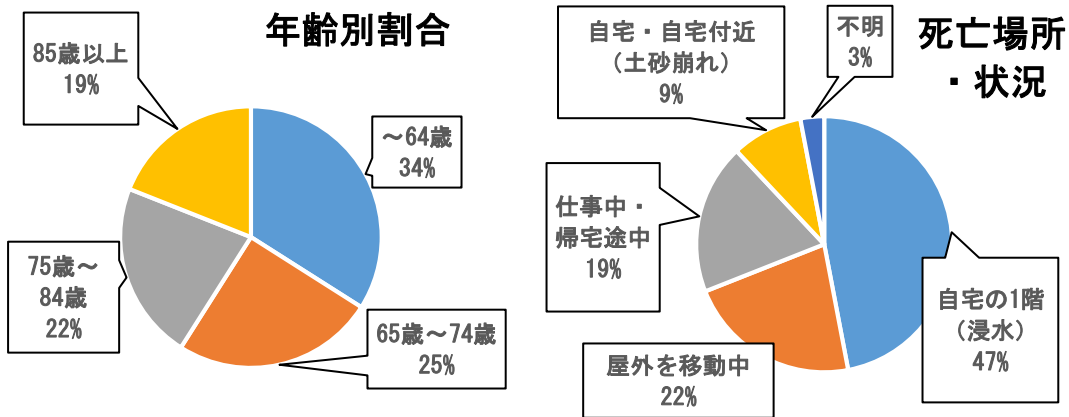
区分	人数
死者（直接死のみ）	32人
行方不明者	0人
重傷者	1人
軽傷者	58人



市町村	死者数
郡山市	6人
いわき市	8人
白河市	2人
須賀川市	2人
相馬市	2人
二本松市	2人
南相馬市	1人
本宮市	7人
川内村	1人
飯舘村	1人
合計	32人

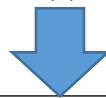
## (2) 亡くなった方の分析

- 32人中21人（65.6%）が65歳以上
  - ・うち15人（71.4%）が自宅被災と推定
  - ・その15人全員の死亡場所は1階
- 32人中11人（34.4%）が外出中に被災
  - ・うち9人（28.1%）が自動車
- 32人中6人（18.8%）が仕事中に被災



## (3) 亡くなった方の分類と対策

- 避難しなかった（避難できなかった）ため自宅で亡くなった
- 避難中に屋外で亡くなった
- 外出中に屋外で亡くなった
- 仕事（又は仕事から帰宅中）に亡くなった



- 早め早めに安全な場所に避難をする。
- 自宅にいて身に危険が迫った場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）により身を守る
- 大雨や暴風で屋外の移動が危険な状況では外出しない。



## 2 住民避難行動調査による検証

【住民避難行動調査】令和元年東日本台風の被害が大きい 13 市町の被災世帯を対象として、日頃からの防災の備えや当日の避難行動に係るアンケート調査を実施したもの。

※ 調査内容・結果の概要は、参考資料 3「福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書」参照

### ◆ 課題等と対策

#### (1) 避難情報の伝達について

- 令和元年東日本台風に伴い発表された何かしらの気象警報を見聞きした人は 91.3%である。また、何かしらの避難情報を見聞きした人は 80.5%を占めており、大半の人は気象警報や避難情報を入手していたと考えられる。
- 情報の取得源を年代別にみると、若年層では「スマートフォンアプリ」や「市町村が発信するエリアメール」、「インターネット」、SNS などから入手した人が多く、高齢層ではラジオや消防団・自主防災組織・民生委員などの旧来型の情報源から避難情報を入手している人が一定数いるなど、年代によって入手手段に差はあるものの、大半の人はテレビやエリアメールを中心に様々な情報源から避難情報を入手していた。



- テレビのデータ放送を最大限に活用した避難情報の伝達
  - ・ 高齢者を始め、幅広い年代に向けた周知が可能であることから、データ放送の使い方について平時から啓発する。
- デジタルからアナログまで多様な情報発信手段を確保する
  - ・ エリアメールやSNSによるリアルタイムの情報に加え、消防団や自主防災組織、民生委員等による呼びかけの活用を図る（ただし、呼びかける側の安全が確保できる早期の取組が必要）。

#### (2) 避難行動について

- 避難した理由をみると、「避難勧告」や「避難指示（緊急）」といった「避難情報」をきっかけにした方は少なく、「雨の降り方が激しく身

の危険を感じたから」「河川の水位が上がっているのを見たから」等の「雨」や「水」の状況から身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多い。また、避難開始時間をみると、3割半ばの方は12日の20時から13日1時までの時間帯に避難しており、切迫した状況で避難した方が多いことがうかがえる。

- 自宅が被災する前に避難した方は約6割であり、4割の方は避難行動をとっていない。年齢が低いほど自宅外への避難（水平避難）をした割合が高い傾向がある。



- 避難情報に関する周知をあらためて徹底し、早期に発令して早めの避難を促す。
  - ・ 「避難勧告」で必ず避難するなど警戒レベル情報の周知（高齢者等は「避難準備・高齢者等避難開始」で避難）等
  - ・ いざという時に身を守る垂直避難のリスクと効果の両面の周知
  - ・ 「空振り」を恐れず、住民の安全確保を最優先とした避難情報の早期発令
- より危機感や切迫性をもたせる避難情報の発令を図る
  - ・ 分かりやすい河川情報や降雨の情報を交えた発信、首長自らの呼びかけ 等

### （3）水害リスクの認知と避難計画について

- 居住地に水害が起きる可能性が高いと考えていた人やハザードマップを認識・理解していた人は水平避難を行った割合が高くなる傾向がある。
- 事前に、風水害の大まかな避難場所を考えていた人の約6割、具体的な避難計画を立てていた人の約8割が水平避難をしていることから、より具体的な計画を考えていた人ほど早めの水平避難をした傾向がある。



- 住民が地域の水害リスクを把握して事前に避難計画を立てることが的確な避難行動につながる
  - ・ 住民に対する水害や土砂災害のハザードマップの周知
  - ・ 住民自らがあらかじめ避難計画（水害リスクの把握・避難場所の選定・避難のタイミング）を立てておく取組の推進

### 3 市町村災害対応状況調査による検証

- 「被害の大きい12市町村を対象とした聞き取り調査」(実施期間:R2.3.18~3.27)
- 「県内59市町村を対象とした災害対応状況調査」(実施期間:R2.4.22~R2.5.11)

#### ◆ 課題等と対策

##### (1) 避難行動要支援者への対応について

- 避難行動要支援者の人数に対して支援者の人数が不足している
- 避難行動要支援者名簿が活用されていない
  - ・ 名簿の共有について本人の同意が得られない
  - ・ 名簿の活用方法が決まっていない
  - ・ 名簿を管理している保健・福祉部局に防災のノウハウがないため活用できない
- 個別計画の有効性に乏しい(内容が乏しい・現実的に実施できない)
- 避難行動要支援者の移動手段が確保できない



- 防災部門と福祉部門の連携により災害時に対応できる体制を強化する
  - ・ 行政(防災担当と保健福祉担当)、消防団、地域(自主防災組織、民生委員、地域住民)、社会福祉協議会等の連携に加え、民間事業者(福祉事業者等)を支援者とする仕組みの構築
- 避難行動要支援者名簿の有効性を高める
  - ・ 条例制定による名簿共有の本人の同意要件の撤廃
  - ・ 関係機関による名簿情報の共有
  - ・ 名簿登録対象者の適切な選定
  - ・ 名簿情報の有効活用策の検討
- 個別計画作成の促進と計画内容の充実を行う
  - ・ 個別計画作成に福祉事業者が参加する仕組みの構築
  - ・ 要支援者の避難シナリオの作成(避難情報等の伝達手段、避難手段、受入可能な避難先などを事前に検討する)
  - ・ 関係者(行政・地域・民間等)による個別計画の共有
- 避難行動要支援者の避難を想定した効果的な訓練を実施する
  - ・ 関係機関が連携した訓練の実施

## (2) 避難場所・避難所の運営

- 見込みより避難者が多く避難所が一杯になった
- 学校施設は避難所としての開設が難しい
- 人手不足等によりハザードマップ等に記載していた避難所を全て開設できなかった
- 運営する人手が不足した
- 必要な物資の調達に苦労した
  - ・ 発災直後は道路が通行できず、物資の輸送ができなかった
  - ・ 年齢層によって必要物資が異なるため、調達に苦労した
- 高齢者、乳幼児、要介護者などは一般職員では対応が難しい
- ペット同伴の避難者の受入体制が整っていなかった
- 避難生活の長期化に伴い栄養面の偏りがあった
- 感染症対策が課題（施設のキャパシティ、物資、医療従事者等）



- 自主防災組織や町内会など開設できる避難場所・避難所を増やす
  - ・ 地域住民主体による避難場所や避難所の運営
  - ・ 指定避難所とする施設の拡充（県有施設、教育施設、民間宿泊施設、民間企業等の施設の活用）
  - ・ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）の活用
- 指定避難場所・避難所以外への避難の検討
  - ・ 親戚・知人宅など安全な場所への早めの避難の検討
- 避難所運営の人員を拡充する
  - ・ 地域住民による避難所運営の促進
- 要配慮者の受入能力の向上を図る
  - ・ 高齢者・乳幼児・要介護者などの受入施設をあらかじめ指定
- ペット同行者を受入できる施設をあらかじめ指定
- 必要物品の備えを行う
  - ・ 食料等の計画的な備蓄
  - ・ 感染症対策に必要な物品（マスク・消毒液等）の備蓄
  - ・ 段ボールベッドやパーティション等、環境改善に係る物品の備蓄
  - ・ 情報入手ツール（テレビの設置、スマホ充電器等）に係る配慮
- 感染症対策の徹底
  - ・ 避難所レイアウトの検討
  - ・ （再掲）物資の備蓄、避難所以外への避難の促進

## 4 検証委員会委員の意見

- 今回の台風では夜間に雨のピークがあり、人の命に関わる事態としては最悪の時間帯。その対応には早めの避難が必要。今回の被災を踏まえ、気象情報と水位情報を組み合わせた分析により流域ごとの増水の仕方を整理しておいて、早めの避難につなげるべき。
- 自治体は、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令するということは、イコール「避難所を開設して、かつ、そこである程度長丁場の避難を受け入れること」をきちんと受け止めて、受け入れ体制を含めた準備しておかなければならない。
- 市町村の避難情報の出し方を見ると、大量の指示を発令しているところがあり、エリアメールが頻繁に来ているうちに、自分のところの避難情報がどうなっているのか分かりにくくなる。
- 10月12日の22:00に2回目の大雨特別警報が発令された際は全県で1万人の避難者であったのが、翌朝の5:00には2万人を超えた避難者となっており、まさに夜中の大雨の災中に避難した人が多かったことはとても危険な状況だった。そのような状況では垂直避難や近場の高い場所への避難が必要なのではないか。
- 避難指示等のあった地域の住民が皆避難したら、避難場所は絶対足りなくなる。ハザードマップで自分の家が浸水することが分かったら、発災時には親戚、知人、勤め先の会社など、ハザードマップの白地地域（安全な地域）に避難するというのが、マイ避難プラン。そうした取組を県でモデル的に進めてはどうか。
- 命を守る取組のため、市町村のBCPや受援計画を作っておくとか、ハザードマップ活用を促進するとか、事前準備の課題についても検証委員会で整理しておくことが必要。
- 沖縄では大きな台風が頻繁に通るが、死者や家屋に被害が出ることはめったにない。それは、台風が発生したら必ず沖縄にくるものと住民が考えていて、災害に人が備えておけば被害は生じないという災害文化があるからと聞いている。災害文化は頻繁に災害が起きないと成立しないが、発災前の備えを行政的に推進していくことはやはり必要。
- 逃げ遅れではなく余裕をもった避難を促すため、まず、「早めの避難行動を促す避難情報の発令」ということを中間報告に盛り込むべき。「空振りを恐れず」ではなく、「空振りは成功」ということを市町村長に呼びかけてほしい。

(参考)

市町村長防災危機管理ラボ（R2.1.8開催）大西熊本市長（講師）より  
『空振り』でもいいから避難させる。そこに尽きる」

## **5 迅速で的確な避難行動に向けた取組(水害から命を守るために)**

住民が水害から命を守り、迅速で的確な避難行動を行うためには、市町村の避難情報が早期に発令されて住民へ的確に伝達されるとともに、安全な避難場所や避難所が早期に開設されることが必要である。

さらに、避難行動要支援者の避難支援を行政と地域が連携して行うこと、高齢者や乳幼児などが安心して避難できる避難所を開設することなどにより、様々な事情がある住民が避難しやすい環境をつくることが重要である。

併せて、平時から自宅などの水害リスクや避難する場所などを確認しておくことで、いざという時の迅速な避難行動の実践につながることから、住民一人一人の「自らの命は自ら守る」自助の意識を醸成して避難に関する理解を深める取組を行う必要がある。

加えて、仕事中の被災を防ぐためには、事業者に対して従業員の安全を守るための配慮を呼びかけていくことも必要である。

以上を踏まえ、この中間報告のまとめとして、出水期に向けて実施すべき行政の取組、県民の皆様や事業者に周知すべき事項について以下に記載する。

### **(1) 市町村の取組**

- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
  - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組む。
  - ・ 水害や土砂災害のハザードマップの内容について、住民へ積極的に周知する。
- 避難情報の早期発令
  - ・ 住民が早期に避難行動をとれるよう、気象や河川の状況を踏まえて、「空振り」をおそれず避難情報を早期に発令する。
- 避難情報の確実かつ効果的な伝達
  - ・ 避難情報は、テレビやエリアメールに加え、コミュニティFMや直接の呼びかけなど多様なツールを活用して情報を確実に伝達する。
  - ・ 「雨」や「水位」の情報も交えるなど、住民の避難行動を促進するための呼びかけを行う。

- 避難行動要支援者への積極的な支援 (※ ○ページ参照)
  - ・ 名簿や個別計画を活用し、関係機関と連携して積極的な支援を行う。
- 避難場所や避難所の早期開設 (※ ○ページ参照)
  - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)」の発令等に合わせ、できる限り多数の施設を早期に開設する。
  - ・ 高齢者や乳幼児、障がい者など受入する避難所やペット同行者を受け入れできる避難所の開設を検討する。
- 新型コロナウイルス感染症への対策徹底
  - ・ 開設できる避難所を出来るだけ多く確保するとともに、安全な親戚知人宅への避難など、避難の分散化を図る呼びかけを行う。
  - ・ 民間のホテル・旅館等について避難所としての活用を図る。
  - ・ 避難所レイアウトや避難所内の動線を整理する。
  - ・ 感染症を防ぐための物品(マスク・消毒薬など)を備蓄し、平時から適正な使い方を理解しておく。

## (2) 県の取組

- 気象情報や避難情報の発信強化
  - ・ 防災専門ツイッターやインターネット等を活用した防災情報の発信を行う。
- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
  - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組む。
  - ・ 国(内閣府・消防庁)が令和2年度の出水期前に展開する「避難の理解力向上キャンペーン」に併せた普及啓発を実施する。
- 自主防災組織の人材育成や活動活性化に向けた取組
- 市町村に対する支援
  - ・ 避難情報の的確な発令や住民への伝達、避難行動要支援者支援の取組などについて、市町村への個別訪問等を通して支援する。
  - ・ 避難所運営に係る人的支援を行う。
  - ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を行う(物品購入・民間宿泊施設開設に係る費用補助)。
- 引き続き検証委員会における議論を踏まえた県の災害対応能力の強化を図る。

### (3) 県民の皆様にご周知すべきこと

- 「自宅等の水害の危険性」や「避難する場所」の確認
  - ・ 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害のハザードマップ等で確認すること。
  - ・ 市町村のハザードマップ等で指定避難場所・避難所を確認すること。
  - ・ ハザードマップ等により安全な場所と確認できる親戚や知人等の家がある場合は、災害の際に避難を受け入れてもらえるか相談しておくこと。
- 具体的な「自分の避難計画」の作成
  - ・ 避難する場所や避難の際に家から持ち出す物、避難先までの経路などを検討して具体的な避難計画を作成しておくこと。
  - ・ 作成した避難計画を家族で話し合っ共有し、同居する高齢者の方などにあらかじめ避難することの理解を得ておくこと。
- 「避難情報の入手方法」の確認
  - ・ 市町村が多様な手段（テレビや携帯電話のエリアメール、防災行政無線など）で発信していること。
  - ・ テレビのデータ放送で簡単かつ速やかに避難情報や避難所の情報を入手できること。リモコンのデータ放送の操作方法。
- 「避難情報」や「身を守る行動」の理解
  - ・ 市町村から「避難勧告」が発令されたら必ず避難（高齢者等は「高齢者等避難準備・避難開始」で避難）することなど。
  - ・ 水平避難をしていない時に、市町村から「災害発生情報」が出された場合（警戒レベル5）及び「大雨特別警報」や「氾濫発生情報」が発表された場合（警戒レベル5相当情報）は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとるべきこと。
  - ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があるため、警報が解除されるまでは避難先から自宅へ戻ったり、自宅の上階から1階へ降りたりしないよう周知する。
  - ・ 水害発生時は不要不急の外出や移動は避けるよう周知する。



#### (4) 事業者にお願ひすべきこと

- 水害に対する従業員的安全の確保等
  - ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が自宅へ戻り、安全な避難場所等に移動できるよう配慮すること。
  - ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴うことから、従業員の業務中止や職場での避難（危険の中帰宅させない）について、配慮すること。

#### 【参考】

##### 県から県民の皆様や事業者への呼びかけ

自分と大切な人の命を守るために「避難の理解力向上キャンペーン」実施中

##### ◆県HPへのリンク

⇒ 「福島県 マイ避難」で検索

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/hinan-rikairyoku.html>)

# 県民の皆様へ 水害から命を守るためのお願い

令和2年6月  
福島県

昨年10月に発生した令和元年東日本台風とその2週間後10月25日に発生した大雨により、本県では32名の方が災害を直接の要因として亡くなられております。そのため県では災害対応に係る検証委員会を設置し、有識者の方から御意見をいただくとともに、被災時の住民避難行動調査を実施し水害から県民の皆様の命を守る取組について検討してきたところであり、本年度の出水期の前に中間報告をとりまとめるとともに、皆様にメッセージを発信することといたしました。

水害から自分や大切な人の命を守るためには、自宅や職場などの自然災害の危険性を平時のうちから理解し、災害が発生する前に安全な場所に速やかに避難する必要があります。

また、このような避難行動をいざというときに速やかに実施するためには、日ごろから自宅などの自然災害の危険性を把握して避難の準備をしておくこと（「マイ避難」の取組）が重要です。

そこで、県民や事業者の皆様におかれましては、水害から自分や自分の大切な人を守るため、下記の内容について、あらためて出水期前に確認されるようお願いいたします。

記

## <県民の皆様へ>

### 1 「自宅などの水害等の危険性」や「避難する場所」を確認しましょう

- ・ 平時から、自宅や職場などの自然災害の危険性や、指定されている避難場所や避難所の場所について、市町村が作成したハザードマップなどで確認してください。

## 2 具体的な「自分の避難計画（マイ避難）」を作成しましょう

- ・ 避難する場所や避難のタイミング、避難先までの経路などを検討して、具体的な避難計画を作成してください。計画には、避難の際に家から持ち出すものも整理しておきましょう。具体的な避難計画を作成しておくことで、いざという時に速やかに避難行動を実践することができます。
- ・ 作成した避難計画は、ご家族で話し合っ**て共有**しましょう。特に、高齢のご家族など避難に時間がかかる方と同居されている場合は、早め早めに避難することについてあらかじめ理解を得ておきましょう。
- ・ 避難所には新型コロナウイルスの感染を防止するための物品が備えてありますが、マスクや体温計などは出来るだけ携行するように心がけましょう。
- ・ 親戚や知人の家などが、ハザードマップなどにより安全な場所と確認できる場合は、災害の際に避難させてもらえるかあらかじめ相談してみましょう。

## 3 「避難情報の入手方法」を確認しましょう

- ・ 避難情報は水害等の危険性が高まった際に、お住まいの市町村から、テレビや携帯電話のエリアメール、ホームページ、防災行政無線など多様な手段で発信されます。どのような手段で入手できるか平時から確認してください。
- ・ 例えば、NHK総合テレビのデータ放送では、簡単かつ速やかに、避難情報や開設された避難所の情報、河川の水位情報などが入手できます。テレビのリモコンのデータ放送の使い方（まずはリモコンの「dボタン」を押すこと）を平時から確認してください。

## 4 「避難情報」や「身を守る行動」について理解を深めましょう

- ・ 高齢者や自力での避難が困難な方などは「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で安全な場所に速やかに避難してください。（警戒レベル3）
- ・ 水害の危険性が高まり、市町村から「避難勧告」が発令された場合は、安全な場所に速やかに避難してください。なお、「避難勧告」は、避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。（警戒レベル4）
- ・ 緊急的な場合又は重ねて避難を促す場合に、市町村から「避難指示（緊急）」が発令されます。発令されたら速やかに避難してください。（警戒レベル4）

- ・ 市町村から「災害発生情報」が発令された場合や「大雨特別警報」、「氾濫発生情報」が発表された場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとる必要があります。（警戒レベル5）
  - ※ 自宅が平屋の場合は垂直避難をすることができません。必ず、早めに安全な場所へ避難してください。
- ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があります。警報が解除されるまでは、避難先から自宅に戻ったり、自宅の上階から1階へ降りたりしないで、避難先に留まってください。
- ・ 台風のように事前に被害がある程度予測できる場合は、不要不急の外出を控えてください。また、水害発生時は外出や移動は避けてください。特に、車での移動は大変危険です。

## <事業者の皆様へ>

### ○ 水害から従業員の身の安全を守りましょう

- ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が自宅へ戻り、安全な避難場所等に移動できるよう配慮をお願いします。
- ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴います。従業員の業務中止や職場での避難（危険の中を帰宅させない）について、配慮をお願いします。

#### <お問い合わせ先>

福島県危機管理部災害対策課

○ 電話番号：024-521-7194

○ FAX 番号：024-521-7920

○ 電子メール：saigai@pref.fukushima.lg.jp

## **第6 県災害対策本部の活動に係る課題と取り組むべき対策**

災害対応に従事した災害対策本部事務局指定職員の意見などを元に、対応状況や問題点・課題について取りまとめた。

それぞれの問題点・課題について、今後の災害対応改善の方針とするため、「取り組むべき課題」として整理した。

### **1 災害対策本部の活動**

- (1) 事前準備や警戒体制
- (2) 災害対策本部体制の設置
- (3) 被害情報の収集
- (4) 災害関連情報の発信
- (5) 避難所運営に係る支援
- (6) 物資の調達と搬送
- (7) 被災者の生活再建支援（住宅被害認定調査・罹災証明書発行）
- (8) 被災者の生活再建支援（住まい・生活再建支援金等）

### **2 災害対策本部の運営**

- (1) 本部運営
- (2) 事務局指定職員の業務
- (3) 各班の勤務ローテーションや職員の体調管理
- (4) 災害対策本部員会議
- (5) 事務局等のレイアウトや機材の準備

### **3 関係機関との連携**

- (1) 各市町村・防災関係機関との連携
- (2) 県職員の派遣

### **4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）**

- (1) 保健福祉部体制・組織（情報伝達・共有、連携）※発災前の対応含む
- (2) 市町村との連携体制のあり方（特に中核市への支援含む）
- (3) 医療機関・社会福祉施設等の情報収集等のあり方
- (4) 災害時医療・被災者支援チーム活動のあり方

## 1 災害対策本部の活動

### (1) 事前準備や警戒体制

#### <対応状況>

- 10月8日付けで各市町村に対して、非常電源設備の燃料確保や県総合防災情報通信ネットワーク等の情報伝達手段の確認を依頼した。
- 10月8日に大規模停電の対応について東北電力と意見交換を行った。
- 福島県倉庫協会、(公社)福島県トラック協会、福島県石油協同組合の夜間連絡先等について改めて確認した。
- 10月11日11時、福島地方気象台による台風第19号に関する説明会に職員を派遣した。
- 10月11日11時30分から危機管理室員会議、13時30分から各市町村防災担当者会議(テレビ会議)及び庁内防災連絡員等会議を開催した。各地方振興局もテレビ会議にて情報を共有した。
- 10月12日9時30分に災害対策課長が登庁、以降12時にかけて災害対策課職員4名が登庁し事前配備した。各地方振興局は状況に応じて事前配備した。
- 10月12日14時9分の大雨・洪水警報発令を受け、警戒配備2班体制(20名)をとり対応した。各地方振興局も警戒配備体制をとった。

#### <問題点・課題>

- ① 警戒配備2班20名の体制で対応を開始したが、その後の情報収集や災害対策本部体制への移行の業務に人員の不足が生じた。
- ② 県防災事務連絡システムによる情報収集以外は計画的に業務ができなかった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 事前配備について、気象庁等による事前情報を踏まえ、想定される最大の対応に要する人員を招集し、雨が降る前の明るいうちに配置する。
- ② 水害の初動対応(発災直前～直後)の対応について、今回の経験を踏まえて整理する。

# 1 災害対策本部の活動

## (2) 災害対策本部体制の設置

### <対応状況>

- 10月12日15時に災害対策本部を設置した。当面の業務はその後発生する被害状況の収集であることを踏まえ、各部局へ所管業務に係る被害状況の把握が可能な人員の配置を依頼し、その他の職員は所属長からの招集に速やかに対応できる自宅待機とするよう依頼した。災害対策本部事務局は20名体制を維持した。各地方振興局に災害対策本部設置を伝達し、順次地方本部が設置された。
- 10月12日19時50分の大雨特別警報の発令に伴い、危機管理部職員が一部参集した。
- 10月13日8:30に災害対策本部事務局指定職員が県庁に参集した。人命救助フェーズで自衛隊に事務局スペースの約3分の1を提供していたこともあり、総括班、情報班、救援班以外は最小限の体制とし、24時間体制の3交替勤務としてローテーションを調整した。

### <問題点・課題>

- ① 災害対策本部体制への移行時、当面の任務はその後発生する被害状況の収集であること、また台風第19号による大雨が継続している中での職員の大規模な登庁には危険が伴うと考えられたことから、職員全員の招集としなかったが、結果として情報収集等が追いつかず、対応に苦慮した。
- ② 10月13日8:30に招集した職員について、3交替勤務で調整したため、最初のローテーションに該当しなかった職員はいったん帰ることになり、特に遠方から来た職員に負担がかかった。
- ③ 災害対策本部指定職員や防災連絡員、関係課長等に電話連絡しか手段が無く、招集の連絡に時間を要した。

### <今後取り組むべき対策>

- ① 事前配備時も含め、気象庁等による事前情報を踏まえ、想定される最大の対応に要する人員を招集する。
- ② 災害対策本部事務局員について、2交替勤務や3交替勤務のパターンに応じた招集体制をあらかじめ決めておくとともに、招集された際は原則として30分以内で登庁できる職員を事務局職員に指定する。
- ③ 夜間や休日に関係者へ速やかに連絡できる手段を確立する（メーリングリスト、SNS等）。

## 1 災害対策本部の活動

### (3) 被害情報の収集

#### <対応状況>

- 県防災事務連絡システムによる報告を定期的に市町村へ依頼した。
- 県警や自衛隊のヘリテレ映像により被害状況を把握した。
- 管理職リエゾン派遣後は、リエゾンを通して市町村の状況を把握した。
- 医療機関、社会福祉関連施設の状況は、DMAT や保健福祉部から情報収集した。
- ライフライン等の被害状況は、関係機関からの聞き取りなどにより確認した。

#### <問題点・課題>

- ① 大雨がピークを迎えた 12 日の夜間については、市町村担当者も被害状況の把握ができなかった。翌 13 日からは災害対応で市町村が業務多忙になり、県防災事務連絡システムに入力する情報の精度が低くなった。
- ② 発災当初に県防災事務連絡システムのトラブルが生じ、被害情報のアップデートが遅れ、マスコミ等の問い合わせに適時の回答をすることができなかった。
- ③ 市町村のマンパワー不足により、被害の実態と報告の内容が乖離した。
- ④ 定時の被害情報即報のみでは現地状況のイメージが分からなかった。
- ⑤ 県防災事務連絡システムの操作出来る職員が災害対策課職員のみであったため、被害状況即報の作成にあたって災害対策課職員の負担が大きかった。
- ⑥ 地方本部職員や出先機関職員が収集した情報について災害対策本部事務局で集約することが難しかった。
- ⑦ 被災地の写真等が少なく、特にテレビ等で報道されていない市町村については、被災地のイメージが掴みにくかった。
- ⑧ 被災者生活再建支援法適用のための被害把握に時間を要した。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 初期の被害状況即報について、入力項目を避難情報、避難所情報、人的被害情報、住家被害状況のみに限定して市町村の入力作業の軽減を図る。
- ② 防災事務連絡システムのメンテナンスについて委託事業者と連携して徹底するとともに、システム入力の定期的な訓練やシステムの改良に取り組む。
- ③ 県リエゾンを早期に派遣して情報収集ルートを二重化する。
- ④ 県リエゾン等の情報収集に画像データを活用することとし、そのための機器を整備する。
- ⑤ 事務局指定職員に対する防災事務連絡システムの研修を実施する。
- ⑥ 発災時の情報収集、整理、分析、共有についてルール化し、地方本部も含めた訓練を実施する。
- ⑦ 被害状況の画像や動画を収集するため、県リエゾンにスマートフォンなどの機器を整備するとともに、データの共有システムを構築する。
- ⑧ 被災者生活再建支援法の適用を念頭におき、住家の被害情報を収集する。



# 1 災害対策本部の活動

## (4) 災害関連情報の発信

### <対応状況>

- 県HPのトップページを災害用にして被害や支援の情報を発信した。
- 県公式SNSを活用し、避難所の感染症対策や災害に便乗した詐欺の注意喚起など、県民に身近な情報について発信した。
- 被災者支援ガイドブックを作成して市町村に提供するとともにホームページで公開した。また、国の対策パッケージなど施策の追加に適宜対応した。
- 発災直後から広報計画を見直し、県政広報番組の放送内容及び新聞のお知らせ欄の内容の差し替え、情報の追加等の対応を行った。
- 本部員会議資料をマスコミに提供するとともに、県ホームページに掲載した。また、本部員会議終了後にぶら下がりを実施した。

### <問題点・課題>

- ① 12日の夜間、県のホームページにアクセスが集中し、福島県河川流域総合情報システムにおいて県管理河川の水位情報が閲覧しにくい状況が発生した。
- ② 県防災事務連絡システムのトラブルにより、被災情報即報の更新が遅れ、マスコミや関係機関からの問い合わせに対し適時の回答をすることができなかった。
- ③ 県公式ツイッターは1つしかないため、災害情報とその他の情報(観光情報等)が混ざった状態で掲載された。
- ④ ツイッター情報は、文字情報のみであったため被害の現況が伝えにくかった。
- ⑤ 県民への情報発信の方針が明確でなかった。
- ⑥ 災害用HPの編集可能領域が少なく発災後の状況に応じた変更が困難だった。
- ⑦ ホームページによる情報発信の主担当がはっきりせず、後から総括班が対応することになるなど、対応が後手に回った。
- ⑧ 被災者が今後の再建を見通すための被災者支援制度ガイドブックを作成するタイミングが遅かった。

### <今後取り組むべき対策>

- ① 福島県河川流域総合情報システムのサーバーを強化するなど県管理河川の水位等の情報発信・洪水監視体制を強化する。
- ② 防災事務連絡システムのメンテナンスについて委託事業者と連携して徹底するとともに、システム入力の定期的な訓練やシステムの改良に取り組む。(再掲)
- ③ 防災専門の県公式ツイッターを開設した。
- ④ 防災専門ツイッターで画像や動画を活用する。
- ⑤ 被害情報や生活再建支援情報など、災害時の情報発信に係るホームページのひな形を作成する。
- ⑥ 県ホームページ管理担当課と調整するとともに、掲載情報について精選する。
- ⑦ 災害対策本部事務局各班の業務を見直し、ホームページ担当班を明確にする。
- ⑧ 自然災害で被災した場合の支援制度について、平時から分かりやすいガイドブックを作成する。

## 1 災害対策本部の活動

### (5) 避難所運営に係る支援

#### <対応状況>

- 発災当初は市町村による県防災事務連絡システムの報告や聞き取りにより避難所の運営状況等の情報収集を行い、その後、避難所が開設された市町村へ派遣した県管理職リエゾンや避難所に派遣した避難所支援員からの聞き取りにより状況を把握した。
- 10月16日から避難所運営支援として派遣要請のあった5市へ県職員を派遣した。
- 10月18日から被災者の健康を守るため、厚生労働省と連携し3市へ保健師を派遣した。
- 総務省と連携し、対口支援により避難所運営支援として他県からの応援職員を派遣した。

#### <問題点・課題>

- ① 発災当初は、市町村も災害対策業務に追われ、避難所に係る正確・具体的な情報収集を図ることが困難だった。
- ② 避難所について、開設状況や避難者数の確認に加え、二次避難所開設に向けた要支援者の調査、被災幼児のカウンセリングや妊婦支援に向けた該当者調査など、様々な調査が必要となり、災害対策本部事務局から市町村や県リエゾンに対して、その都度、同じような趣旨の問い合わせを行った。
- ③ 内閣府「避難所の運営ガイドライン」に示されている「平時の避難所運営の体制確立（防災、医療・保健・福祉、生活環境、地域等）」「事前対策」において、県や市町村の取組が不十分であった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 県リエゾンや避難所支援員を早期に市町村に派遣して情報収集の強化を図る。
- ② 避難所に係る情報収集について、災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携について検討を行い、アセスメントシートによる情報収集について調整する。
- ③ 内閣府による「避難所運営ガイドライン」や各種通知、知見に基づき、県の「避難所運営マニュアルの手引き」を見直すとともに、市町村と共に事前の準備に取り組む。

## 1 災害対策本部の活動

### (6) 物資の調達と搬送

#### <対応状況>

- 事前に主要な協定団体（トラック協会等）の緊急連絡先を確認するなどして備えていた。
- 要望のあった物資は、プッシュ型支援や県備蓄物資、災害時応援協定先に依頼するなどにより調達した。
- 市町村や県リエゾンからの要望をうけ、災害時応援協定団体等へ連絡し物資を支援した。
- 10月13日に内閣府からプッシュ型支援の連絡があり、市町村の要望とりまとめや受入拠点の調整をおこなった。
- 発災直後、物資拠点の開設が遅れたため、郡山駐屯地を一時的な物資受入拠点し、自衛隊の協定を得ながら物資搬送を行った。
- 応援協定団体の協力により郡山市といわき市に物資拠点を開設することができ、そこから物資を搬送した。
- 物資の搬送は自衛隊や協定先団体を中心となって行われたが、県備蓄物資については、各市町村が保管場所に直接取りにくるケースが多かった。

#### <問題点・課題>

- ① 緊急連絡先が更新されていない民間団体があり、発災当初の連絡調整に時間を要した。
- ② 発災が土曜日の夜中だったため、協定団体への連絡はできたものの、その先の協力事業者への連絡がつかず、物資倉庫の確保が速やかにできなかった。
- ③ 物資要望のルートが複数（物資班⇔市町村、物資班⇔県リエゾン⇔市町村、など）あり、県災害対策本部事務局に五月雨式に物資要望があったため、既に対応した案件なのかどうかの確認に苦労した。
- ④ 県の防災倉庫1カ所（いわき市）が河川の氾濫により被災し、備蓄物資の活用ができなかった。
- ⑤ 国のプッシュ型支援について、物資の到着時期が分からなかったため、倉庫における職員の待機時間が増えたほか、市町村に到着時間を情報提供することができなかった。また、荷姿が不明だったことから結果として過大なトラックで搬送するケースもあった。
- ⑥ 県備蓄物資は各市町村職員が保管場所へ取りに来る例が多かったが、建物の2階に保管していたり、物資を床に直置き（パレット積みでない）していたりして、速やかに物資を搬出できない場合が多かった。
- ⑦ 避難所の飲料及び食糧について、物流が回復した後は市町村が直接調達した方が迅速かつ効果的だが、県物資班に要望してきた事案があった。
- ⑧ 要望された物資の中に、災害救助費の対象とならない品目も含まれていたため、事前の確認作業が必要となった。

- ⑨ 倉庫を手配できた時点ではプッシュ型支援物資の搬送は終盤に入りかけていたこともあり、スペック的にやや過大な倉庫を使用することになった。また浜通りをカバーするためにいわき市に所在する倉庫を使用した。浜通り北部への配送は非効率だった。
- ⑩ 物資拠点において、入庫数や出庫数が管理できず、正しい搬送量が確認できないケースがあった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 協定団体の連絡先や担当者リストの更新を定期的に行う。
- ② 平日夜間や土日祝日に災害が発生した場合の対応について、平時から災害時応援協定締結団体と調整する。
- ③ 物資調達フローなど物資班マニュアルを見直す。
- ④⑥⑨⑩ 備蓄場所の安全性はもとより、備蓄物資の速やかな搬送の必要性も踏まえ民間倉庫への委託貯蔵を検討する。
- ⑤ 物資の調達に係る国のプッシュ型支援、県の備蓄物資及び応援協定団体からの購入について、効率的な活用のためのタイムラインを作成する。
- ⑦⑧ 災害救助法に基づく食糧や物資の調達について、市町村と共通理解を図る。

## 1 災害対策本部の活動

### (7) 被災者の生活再建支援（住宅被害認定調査・罹災証明書発行）

#### <対応状況>

- 10月17日及び19日に新潟県の支援より、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付事務に関する市町村担当者会議を開催した。
- 10月21日に災害対策本部内に罹災証明書交付支援チームを設置し、被害認定調査及び罹災証明書交付において生じる疑義に対して、サポートセンターとして回答するなど、市町村の支援を行った。

#### <問題点・課題>

- ① 県主催の市町村担当者研修会を開催する前に災害が発生した。
- ② 被災者の生活再建に向け、住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務を速やかに実施する必要があったが、地域防災計画上、当該業務は「災害復旧計画」に位置づけられており、応急対策の中で実施する体制を準備していなかった。
- ③ 各種支援策の実施に当たって、県による研修など事前の準備が不足していたため、市町村ごとに基準が統一されていない場合があった。
- ④ 県外自治体の応援職員の住宅被害認定調査手法と支援を受けた市町村の手法を調整するのに手間が掛かったという話があった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 罹災証明書の交付に係る市町村担当者研修会を、内閣府主催の都道府県担当者会議後に速やかに開催する。
- ② 住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務への支援を「災害応急計画」に位置づけ、当該支援に従事した専門チームの組織や機能について、災害対策本部事務局又は既存の県組織の業務へ整理する。
- ③ 被災者支援策の実施方法について、市町村職員との共通理解を得るための研修を実施する。
- ④ 新潟県における「チームにいがた」の取組を目標として、県内市町村の災害時相互応援体制の確立と、円滑な相互受援に必要な住家被害認定調査手法の統一等について検討する。

## 1 災害対策本部の活動

### (8) 被災者の生活再建支援（住まい・生活再建支援金等）

#### <対応状況>

- 10月24日に借上げ住宅と住宅応急修理に関する市町村説明会を開催し、実施要綱等について説明した。
- 災害対策本部に「借上げ住宅チーム」を設置し、国の通知を踏まえて民間借上げ住宅に係る制度の実施要綱やQA等を整理して市町村の受付や契約事務を支援した。
- 10月29日に住宅の全壊被害世帯が100棟以上となったため、県内全域に被災者生活再建支援法を適用した。
- 11月6日に被災者生活再建支援制度に関する市町村説明会を開催し、事務体制や手引きなどについて説明した。
- 被災者生活再建支援金の速やかな支給のため、市町村から申請書が届いてから概ね1週間程度で都道府県センターに送付している。
- 11月8日に被災者支援ガイドブックを総括班において作成し、市町村に提供するとともにホームページで公開した。国の対策パッケージなど施策の追加に適宜対応した。
- 県独自の支援として半壊世帯と床上浸水世帯に対し、市町村と連携して一世帯当たり10万円を給付した（被災者生活支援特別給付金）。
- 県営住宅を一時的な避難先（仮住まい先）として提供した。
- 既設応急仮設住宅を一時的な避難先として提供した。

#### <問題点・課題>

- ① 住宅の応急修理や借上げ住宅の制度運用について、一部で基準が徹底されなかった。
- ② 住宅応急修理について、受付開始後に制度の対象範囲が弾力化されたことにより、窓口対応や住民広報において、市町村の業務負担が増加した。
- ③ 市町村における防災担当と被害認定担当の間の情報共有が円滑でなく、被災者生活再建支援法の適用に向けた住宅の被害状況の把握に時間を要した。
- ④ 被災者が今後の生活再建の手続き等を確認するための被災者支援制度のガイドブックを作成するタイミングが遅かった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 平時から制度の運用に係る周知・研修を行う。
- ② 応急修理制度等の運用については、平時から内閣府と確認調整を行う。
- ③ 被災者生活再建支援法の適用を念頭に、住家の被害情報を収集する。（再掲）
- ④ 災害が発生した際の支援制度について、平時からわかりやすいガイドブック等を作成し、多様な手段で発信する。

## 2 災害対策本部事務局の運営

### (1) 本部運営

#### <対応状況>

- 事務局各班の業務マニュアルをあらかじめ指定職員に配布していた。
- 5月に事務局指定職員に対する基礎研修を実施していた。
- 災害対策本部設置後は、毎朝、班長会議を開催し、各班の進捗状況や課題の共有を図るとともに、本部事務局長（危機管理部長）から各班長へ業務内容等について指示した。

#### <問題点・課題>

- ① 先を見通して物事を決めていく戦略的な機能の発揮が必要だった。
- ② 発災当初、事務局長を補佐すべき総括班長（災害対策課長）等が電話や突発的な事態への対応に掛かりきりとなりとなり、災害対策本部全体の動きを把握することができなかった。
- ③ 被害状況を地図上に展開して情報共有することができなかった。
- ④ 罹災証明書の発行や住家被害認定調査に係る支援業務の開始を発災当初の時期に想定しておらず、担当職員を指定していなかったため、その配置に時間を要した。
- ⑤ 災害対策本部事務局の体制が災害対応のフェーズに応じて拡大していったが、必要な機材等が不足し準備に時間を要した。
- ⑥ 例年実施している事務局運営訓練について、令和元年度は台風第19号の被災前に実施していなかった（10/15に予定）ため、事務局指定職員が担当業務や対応の方向性について十分に理解していなかった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ①② 先を見通した戦略的な災害対応の展開に向け、事務局長を補佐する総括班の官房機能を強化するため、電話対応専門の人員を別途準備するとともに、定例的業務の進捗管理、突発的な事態への対応、マスコミ等外部からの問い合わせ対応の3つの主な業務を分担する。
- ③ 事象を共通の地図上に展開して情報を共有することが重要であることから、警戒配備体制時の業務や訓練において地図を活用することを徹底する。
- ④ 救助・救出活動が開始された時点で被災者支援を開始できるよう、今回、特命的に設置した災害救助法チームや罹災証明書交付支援チームなどの機能を常設化する。
- ⑤ PCなどの機材は十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて他部局等からの調達を図る手順をルール化する。
- ⑥ 各事務局班マニュアルを改善するとともに、水害対応タイムラインを作成する。また、災害対策本部事務局設置運営訓練を年度当初に早期実施する。

## 2 災害対策本部事務局の運営

### (2) 事務局指定職員の業務

#### <対応状況>

- 事務局各班の業務マニュアルをあらかじめ指定職員に配布していた。
- 5月に事務局指定職員に対する基礎研修を実施していた。
- 県職員派遣について、市町村からの派遣要望を取りまとめる市町村行政課と派遣を担当する行政経営課にて連携しながら業務を実施することができた。
- 住宅の応急修理に係る問い合わせ対応について、制度や建築関係の知識が少ない中、見解を統一するため情報共有を行い、適切に対応することができた。
- テレビ会議中継により災害対策本部員会議に係る情報を地方本部と情報共有するとともに、班長会議によって各班の対応確認などを行うことができた。

#### <問題点・課題>

- ① 災害対策本部設置の長期化により事務局指定職員が頻繁に入れ替わるケースがあり、業務の連続性を確保することが難しくなった。また、チームに長く在籍している職員に業務が集中して負担が大きくなった。
- ② マスコミ対応に総括班の管理職が忙殺され、班の運営に支障が出た。
- ③ 物資班について、物資の発送事務で手一杯にもかかわらず、物資提供受付から配送状況問い合わせまで全ての電話が回され、作業がパンクした。マニュアルや事務分掌に記載の「物資」を全て取り扱うのは困難であった。
- ④ 各班のマニュアルが具体的でなかったため、事務局指定職員等の業務への理解が十分ではなかった。
- ⑤ 防災行政無線を担当する通信班は、3名で24時間体制を取らざるを得ず、ローテーションが困難であり、通信施設に被害があった場合、現場確認等の適切な対応は困難である。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 事務局指定職員については、災害時には災害対応業務専任とするよう各部局と調整する。
- ② 危機管理部主要幹部職員による主要業務の分担を検討する。
- ③ 物資班を増員し、業務内容も見直す。
- ④ 各事務局班マニュアルを改善するとともに、水害対応タイムラインを作成する。また、災害対策本部事務局設置運営訓練を年度当初に早期実施する。(再掲)
- ⑤ 通信班を増員する。



## 2 災害対策本部事務局の運営

### (3) 各班の勤務ローテーションや職員の体調管理

#### <対応状況>

- 10月13日から10月28日までは、指定職員が24時間体制で勤務した(3～4交替)。以降は段階的に勤務時間を縮小した。
- 班ごとにローテーションを作成して職員の体調管理に努めた。
- 本部事務局内の空気の入替え、加湿、ごみ処理を定期的実施した。

#### <問題点・課題>

- ① 災害対策本部への職員派遣期間が不明であったため、所属元において当該職員の業務のカバーの分担等に問題が生じた。
- ② 発災当初、班員が少ないところは週休日が無かった。また、3交替で毎日勤務時間が変わる勤務形態は、身体への負担が大きかった。
- ③ 口頭による引継ぎが中心だった班においては職員間で業務の理解度に濃淡が出た。また、職員が日替わりで勤務するポストもあり、業務の習熟、蓄積を図ることが出来ないケースがあった。
- ④ 班長・チーム長・副班長の3交替勤務体制の維持が難しかった。また、ローテーション制の場合は、最終的な判断の正確性が担保できないおそれがあった。
- ⑤ 人数が不足した班においては、役割分担を固定した方がいい業務についても班員全員で代わるがわる対応せざるを得なかったため、混乱が生じた。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 対策フェーズに応じた職員配置計画を作成し、本部への派遣期間について明確化を図る。
- ② 班員全員が週休日を確保できる体制を確保するとともに、シフトについては必要に応じて日勤や夜勤専任職員を配置するなどの配慮を行う。
- ③ 職員を固定化した方がよいポストや班員について、その必要期間と併せて特定し、できる限り災害対策本部へ入る職員を固定化する。
- ④ 班長・チーム長・副班長については、一定日数経過後は日勤のみとする対応を検討する。また、できる限り班長・チーム長・副班長は充てる職員を固定化するとともに、対応が長期化する業務については、関連性の高い部局の所管業務として整理することを検討する(既存組織の安定した指揮命令系統の中で対応する)。
- ⑤ 班員の人数について見直しを行う。

## 2 災害対策本部事務局の運営

### (4) 災害対策本部員会議

#### <対応状況>

- 10月13日10時から第1回本部員会議を開催し、同日17時から第2回本部員会議を開催した。翌10月14日も2回開催し、10月15日～30日までは1日1回の頻度で開催した。その後しばらくは、週1～2回の頻度で開催した。
- 会議では被害状況や対応策の確認などについて共有した。また、テレビ会議を通じ各地方本部とも情報共有を図った。

#### <問題点・課題>

- ① 県民の生活に密着した情報をとりまとめて公表する形となっていなかった。
- ② ボランティア募集など県外からの支援ニーズを発信する内容となっていなかった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ①② 災害対策本部員会議における県民や外部向けの情報発信の充実について検討する。

## 2 災害対策本部事務局の運営

### (5) 事務局等のレイアウトや機材の準備

#### <対応状況>

- 平時から北庁舎3階に災害対策本部事務局スペースを常設しており、そこに災害対策本部事務局を設置したが、当初の予定とは異なる班配置となった。
- 発災前から関係機関のリエゾンが多数県庁に参集し、当初は事務局スペースに駐在した。
- 発災当初、救助案件を優先したため、自衛隊との連携を優先した配置とした。
- 新設チームは副本部長室、西庁舎3階などに設置した。
- 国のリエゾンはプレスルーム、医療機関及びビインフラ関係等のリエゾンは北庁舎4階会議室が執務スペースとなった。
- 通信班は、災害対策課、施設管理課、情報政策課のそれぞれが所管する通信・連絡体制の確保を担うためそれぞれの執務室で対応した。

#### <問題点・課題>

- ① 発災当初、関係機関のリエゾンについて、速やかな連携を図るため本部事務局スペースに案内したことから、事務局各班の執務スペースが不足した。
- ② 事務局設置当初は、隣の班の内線番号も分からない状況であり、電話転送の際は大声で確認しあっていた。また、当初の想定と違った内線番号を使用していた班もあった。
- ③ 職員録や座席配置図が事務局各班に備えられていなかったため、電話連絡に時間がかかった。
- ④ 災害対策本部スペースにあるファックスの受信速度が遅く、リエゾンからの情報に画像があった時には、受信するのに1枚あたり数分かかることがあった。
- ⑤ 事務局用のPCが最小限の数量しか準備されていなかった。今回はPCの更新時期であり古い在庫を確保できたが、長期間アップデートがなされていなかったことなど、複数の原因により、使用できるようになるまで時間を要した。
- ⑥ スペースの都合上、事務局スペースから西庁舎に移転したチームについて、PCの初期設定やプリンターの調整、ネット環境の整備に時間を要した。また、PCの動作が重く、業務に支障があった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ① 関係機関リエゾンとの円滑な連携を図るための事務局配置について検討する。
- ② ①に応じた電話番号の再整理を行う。
- ③ 庁内座席配置図を各班に準備する。
- ④ 電子メール等も活用できるよう、リエゾンのIT環境を整備する。
- ⑤ PCなどの機材は十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて他部局等からの調達を図る手順をルール化する。(再掲)
- ⑥ 新設チームの常設化に伴い、そのチームの執務スペースやIT環境についても準備する。

### 3 関係機関との連携

#### (1) 各市町村・防災機関との連携

##### <対応状況>

- 自衛隊と連携して、給水支援等、各種支援を速やかに実施することができた。
- 自衛隊に災害対策本部事務局スペースを指揮所として提供し、救助活動や救助に係る情報収集について最優先に対応していただいた。
- ヘリによる救助要請について、関係機関と速やかに調整することができた。
- 発災後に新潟県リエゾンの協力を得て「罹災証明書の交付に係る市町村担当者研修会」を開催した。
- 総務省の対口支援スキームにより、他県及び県外市町村応援職員から、被害認定調査や避難所応援等の支援を受けた。
- 警察署がそれぞれ管轄する市町村にリエゾンを派遣し、要救助者の情報共有などを行い、連携して救助活動を実施した。
- 県警察災害警備本部では、県、自衛隊との情報共有を推進し、被害状況の把握、救出救助、捜索活動を実施した。
- 県、市町村へ派遣したリエゾンを通して各機関と連携をとって対応した。また、捜索等現場においては現地で打ち合わせ等を行い、各機関が有するリソースの効率的運用を行った。(警察班)
- 県警察災害警備本部では、被災地における警戒のためのパトロールや避難所の訪問活動を行い、被災者に寄り添った活動を実施した。
- 関係機関のリエゾンとの情報共有を図るため、災害対策本部員会議後に国の主催により関係省庁連絡会議が開催された。
- 関係機関のリエゾンが災害時応援協定団体との間に入り連携体制の構築が図られた。
- 各省庁のリエゾンが関係部局と連携し、市町村支援や事業者支援、災害廃棄物対策等に尽力いただいた。

##### <問題点・課題>

- ① 自衛隊や県警との調整について、平時の業務担当者が対応し、迅速かつ円滑に業務を実施できたが、当該職員の負担が大きかった。
- ② 救助に関する情報や対応する組織(部隊)の状況を県で十分に把握することができず、災害対策本部事務局において主体的に調整することができなかった(現場で調整されていた)。
- ③ 県の受援計画に基づき設置する受援本部が機能せず、部局班等が対応した。
- ④ 国等関係機関のリエゾンを受入れるスペースが手狭になった。

### <応援自治体の意見>

- ⑤ 被災市町村の受援内容が抽象的で、応援、受援のミスマッチが起こりかねない状況の箇所もあった。受援計画の未整備により、必要な支援人数がつかみにくい時もあった。
- ⑥ 被災自治体側の受援配置が追いつかない時もあり、応援する業務方針の調整等に時間を要する場面もあった。
- ⑦ 被災地の情報が少なく感じた。
- ⑧ 避難者が多数いる場合は、避難所運営マニュアルが必要と感じた。

### <今後取り組むべき対策>

- ① 救助に係る調整について組織で対応することを徹底する。
- ② 救助活動情報を災害対策本部事務局に集約するため、必要人員の配置を含め担当班を強化する。また、事務局長を補佐する総括班の官房機能の強化を図る。
- ③ 県の受援計画の見直しを行うとともに、受援に係る人員を当初から配置する。
- ④ 関係機関のリエゾンと効果的に連携するための、事務局スペースやリエゾンオフィスなど各会議室の活用方法を検討する。
- ⑤⑥ 市町村がBCP（業務継続計画）や受援計画を作成するために必要な支援を行う。
- ⑦ 受援担当が被災地の状況について応援都道府県へ積極的に情報提供する。
- ⑧ 市町村の避難所運営マニュアル作成を支援するとともに、定期的な避難所設置運営訓練の実施を依頼する。

### 3 関係機関との連携

#### (2) 県職員の派遣

##### <対応状況>

- 10月12日に各地方本部において状況に応じてリエゾンを派遣した(4市町村)。10月13日の朝、全市町村にリエゾンを派遣し、10月17日からは被害の大きい市町村に管理職リエゾンを派遣した。
- 管理職リエゾンは、情報収集や要望等の対応に当たった。
- 管理職リエゾンを通して集約した市町村からの要望について関係部局に情報提供し、迅速な対応につなげた。
- 行政経営課と市町村行政課にて連携し、各部局協力の下で県職員の応援派遣(罹災証明書交付や避難所運営)を行った。
- 市町村へ派遣する県職員に対して、eラーニングによる研修を行った。

##### <問題点・課題>

- ① 当初、市町村に派遣したリエゾンは係員レベルが主体であり、特に被害の大きい市町村では首長レベルでの要望等もあったことから、対応に苦慮した。
- ② 市町村からは発災日翌日の10月13日では派遣が遅いとの指摘があった。
- ③ 管理職リエゾン派遣時に携帯とPC・モバイルルータを貸与したが、一部リエゾンには第1陣に間に合わず、後日貸与した。
- ④ 派遣される職員に対し、eラーニングによる研修のみでは十分な研修等を行うことができなかった。
- ⑤ 県から市町村への連絡を県リエゾンに頼る傾向があり、リエゾンが引き揚げた後に、市町村に直接連絡するルートを構築していない課題が浮き彫りになった。
- ⑥ 支援を受ける市町村において、必要な人員の見込みが甘く、他県自治体応援職員の撤収後、県職員の追加支援が度々発生した。

##### <今後取り組むべき対策>

- ① 管理職リエゾンの早期派遣による情報収集、要望対応の強化を図る。
- ② リエゾン派遣のタイミングや業務内容を再整理し、研修を行った。
- ③ リエゾンのIT環境の整備を検討する。
- ④ 災害時に必ず必要となる罹災証明書の発行や、避難所運営への県職員応援について、平時からテーマ別に研修を実施する。
- ⑤ リエゾンが引き揚げる際に担当の市町村窓口について地方本部や県本部に引き継がせる。
- ⑥ 市町村がBCP(業務継続計画)や受援計画を作成するために必要な支援を行う(再掲)

#### 4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

##### （1）保健福祉部体制・組織（情報伝達・共有、連携）※発災前の対応含む

###### 《対応状況》

###### ＜できたこと＞

- 10月13日保健医療福祉調整本部を設置し、各関係施設等の被害状況など部内の情報集約を行う体制を開始した。
- 災害対策本部員会議資料等を保健医療福祉調整本部と共有した。
- 10月15日からDMAT調整本部会議に参加して情報共有した。
- 大雨特別警報の発表を想定し、各保健所の体制により事前に待機し、発災当初に備えた。
- 10月22日から保健福祉医療調整連絡会議を設置し、各チームの情報集約から活動調整を図り、保健所・中核市と情報共有した。
- 位置づけが不明瞭ながらも災害医療コーディネーターや各保健所長との調整は本庁医師が担った。
- DMATにより需要に応じた水が供給された。
- 10月10日から事前ミーティングを実施していた。（南会津保健所）
- 10月17日から県北・県中・相双保健所の避難所支援状況及び方向性について、毎日、保健福祉医療調整本部へ報告し、情報共有を図った。
- 本宮市の保健医療調整本部への県北保健所の参画、DMAT調整地方本部（相双）本部との連携。
- 災害対策本部TV会議、地方本部会議へ出席し情報共有した。（南会津保健所）
- 各保健所内での情報共有を実施していた。（参集範囲・内容はそれぞれ）
- 所内の情報を集約し、必要事項をホワイトボードに掲示して所員で共有した。（県中・県南保健所）
- 統括保健師ルートの情報について総務企画課にも共有した。（県中保健所）
- 災害対策地方本部から要請されたリエゾンを経由して避難所の情報収集を行った。（県中・相双保健所）
- こどもの心のケア関連、セーブザチルドレンの資料を掲載（大人の支援が少し落ち着いた段階）。
- 保健福祉部の災害関連情報をホームページへ掲載。（10月17日～）
- 避難所関係の情報は保健福祉事務所へ適切に伝えることができた。（随時）
- 福島県災害時健康支援活動マニュアルの注意喚起チラシ・ポスター等の素材を避難所で活用した。
- 大雨の情報がいった時点で、避難所を対象とした注意喚起メールが厚生労働省より届き、市町村へ情報提供していた。

###### ＜できなかったこと＞

- 保健医療福祉調整本部（地方本部）の設置基準・体制（人員配置や休日のシフトなど）が明確でなかった。

- DMAT 調整本部との役割の明確化・連携体制が整備されていなかった。
- 保健医療福祉調整本部（地方本部）の役割が明確でなかった。
- 保健所では保健医療福祉調整本部・地方本部の立ち上げの認識すらなかった。
- 所内での災害時班長会議は特に開催しなかった。（県中保健所）
- 災害対策本部（物資班）との連携ができなかった。
- DMAT による給水対応において、必要な容量等を明確に示すことができなかった。
- 本庁・保健所のお互いの動向が見えず、対応の方針・役割も不明だった。
- 水の供給の要望先が明確でなかった。（飲用＝物資班、医療用＝救援班）
- 市町村によってはチラシで直接広報することもできたが、負担感からお願いすることができなかった。
- 広報しても、いわき市一時預かりは活用されなかった。

#### <問題点・課題>

- ① 本庁・保健所のお互いの動向が見えず、対応の方針・役割も不明だった。
- ② 保健医療福祉調整本部（地方本部）を設置するタイミングが不明確だった。
- ③ 保健医療福祉調整本部（地方本部）の体制・役割が不明確だった。
- ④ DMAT 調整本部との役割分担・連携体制が未整備だった。
- ⑤ 被害状況・支援内容等の情報ルートや共有すべき内容が不明確だった。（保健医療福祉調整本部・災害対策本部）
- ⑥ 災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携が適切にできなかった。（救援班：医療機関等の水等、広域・応援避難班：早期の避難所・福祉避難所の情報の共有、物資班：避難所支援との連動）
- ⑦ 物資・給水依頼等の際に必要な情報が明確になっていなかった。
- ⑧ 保健医療福祉調整本部（地方本部）は当初、部長室での会議を主としており、DMAT 調整本部は北庁舎 4 階、調整機能を引き継いだ保健医療福祉調整連絡会議は北庁舎 4 階から西庁舎 4 階等本部機能の拠点が流動的であった。
- ⑨ 情報の周知・提供のタイミングが適切だったか疑問が残った。
- ⑩ 情報提供・掲載手段が適切だったか疑問が残った。
- ⑪ 情報提供した内容について整理されていない。

#### <今後取り組むべき対策>

- ② 本庁と各保健所の対応状況・方向性の共有、役割を明確化する必要がある。
- ②③⑧ 保健医療福祉調整本部（地方本部）を設置する場所・タイミング・体制・役割の明確化を図る必要がある。
- ④⑤ DMAT 調整本部や災害対策本部（広域・応援避難班、物資班）との役割分担・連携体制の整備にあたり、保健福祉部の実働班（災害対策本部における保健福祉部各班（保健福祉班～こども未来班）の動きを含めた形で検討する必要がある。



- ⑥ 保健医療福祉調整本部間、災害対策本部との連絡・連携体制を整理する必要がある。
- ⑦ 物資・給水に関して、要望窓口の一本化や用途等に応じたルール作りを行う必要がある。
- ⑨⑩ 災害対応のフェーズ毎に、誰に向けて（発災前：自宅にいる方、発災直後：避難場所・避難所にいる方、発災後：避難所等から家に戻った方 等）、どのような情報が必要となるか具体的に整理した上で対策の方向性を検討する必要がある。
- ⑨⑩⑪ 状況に応じた情報提供手段を検討し、平時にルート・手段を明確にしておく必要がある。
- ⑪ 発信した情報（福島県健康支援活動マニュアル等を活用した情報含む）を整理し、提供時期・方法等含めて確認する必要がある。

#### 4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

##### （2）市町村との連携体制のあり方（特に中核市への支援含む）

###### <対応状況>

###### ～できたこと～

- 県本庁や保健所に配置している各統括保健師（※）を通じて県と市町村で情報を共有し、連携体制を構築した。  
※統括保健師：保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担う保健師。
- 本庁に配置した統括保健師と保健所に配置した統括保健師についてスムーズな連携体制を構築することができた。
- 感染症アセスメントは適切に対応することができた。
- 市町村の要支援者マップ等を作成して、支援行動をマップ等に落とし込んで図面化しながら活動管理等を行うことができた。
- 感染症対策など具体的な活動についての助言・支援を行った。
- 食中毒予防の観点から、食品衛生監視員が避難所の巡回を行った。
- 避難所運営担当と市栄養士の連携を助言し、支援物資の確保から栄養摂取状況の改善を図ることができた。

###### ～できなかったこと～

- 県と中核市において、災害時の役割や支援ルール等を明確にしていなかったため、発災当初、県から中核市に対して的確な支援を行うことができなかった。既存の厚生労働省の保健師派遣スキームにおいて「中核市は直接厚生労働省へ派遣依頼できる」等のルールがあったことも一因である。
- 早期に避難所の情報把握ができず、県からの支援が遅れた市町村があった。
- （福島市からの意見）中核市では、どこに情報提供や支援を依頼すれば良いのかわからなかった。
- 市町村の避難所等における感染症予防対策を早期に確認して県で対応することができなかった。
- 避難所等の正確な情報把握。（特に中核市）
- 支援の相手方に対して、分かりやすい支援や助言を行うことができなかったことがあった。
- 受援計画が明確になっておらず、災害対応を実施しながら受け入れた支援者の活動先・内容等及び調整が困難などの理由から、支援派遣の受入が難しい地域もあった。
- 避難所運営担当と市栄養士との連携や、避難所での食事内容について助言をしたが、弁当の内容変更はなかなかできなかった。

### <問題点・課題>

- ① 県において、避難所等の情報収集のルートが明確でなかった。
- ② 避難所によっては早期の的確な情報把握ができなかった。
- ③ 県の中核市に対する支援の姿勢が明確でなかった。
- ④ 市町村の感染症予防対策について、早期の情報収集を行い、県の早期支援を行うことができなかった。
- ⑤ 県として市町村に理解しやすい支援や助言を行うことができなかった。
- ⑥ 市町村によっては、受援計画未策定などの理由により受援の体制が整っていないかった。
- ⑦ 避難所の食事について、栄養面に配慮したメニュー構成に課題があった。
- ⑧ 統括保健師の役割が明確でなかった。

### <今後取り組むべき対策>

- ① 災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携について検討する必要がある。  
(既存の災害対策課スキーム活用・連携強化等)
- ② 県と市町村において情報共有を積極的に行うことについて、平時から体制整備を図り、合意をとる必要がある。
- ② 県が早期に避難所の情報把握を行って市町村支援に入るための仕組みをつくり、県と市町村で共通理解を得る必要がある。
- ③ 中核市も他の市町村同様に情報共有する（プッシュ型）仕組みを作る必要がある。
- ②③ 災害対策課で所管する市町村リエゾン派遣スキームの実態も踏まえ、連携強化や保健福祉部としてのリエゾン派遣（中核市相互）も検討する必要がある。
- ④ 具体的な避難所の防疫対応等の効率化を図る（マニュアル整備・周知）必要がある。
- ⑤ 保健所・市町村の合同訓練で互いの動きを理解し合う必要がある。
- ⑥ 市町村から県への支援要請についてのルートを整理しておく必要がある。
- ⑥ 支援する側・受援側の統括保健師を中心とした訓練を実施する必要がある。
- ⑦ 避難所の食事について、モデル化や注意事項等を周知する必要がある。
- ⑧ 統括保健師の指針や県としての、県としての役割を明確にする必要がある。

## 4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

### （3）医療機関・社会福祉施設等の情報収集等のあり方

#### <対応状況>

##### ～できたこと～

- 医療機関（特に透析患者対応機関）の情報収集。
- 障がい者入所施設についての情報収集。
- 保育所の情報収集。（毎日国に報告する社会福祉施設等の調査と重複し、二重管理となるデメリットもあったが、今回、県独自に調査票を作成して被害状況調査を行うことで効果的に被害状況を把握することができた）
- 認可外保育所及び障がい児の通所施設の情報収集。（平時に国で実施している社会福祉施設等の調査の対象外だったことから、県独自に該当施設の被害状況等を直接確認した）
- 相双保健所に DMAT 調整本部を設置して水の調整を行ったことで、相双保健所と災害対策本部で情報共有することができた。
- 福祉避難所として本宮市に開設された谷病院について、本宮市や保健医療福祉調整本部と情報共有ができていた。

##### ～できなかつたこと～

- 市町村を経由して社会福祉施設等の情報収集を行ったが、連絡がとれなかったり、市町村が把握していなかったりしたため、対応に苦慮した。
- 発災当日の夜間の情報収集活動において、県の人員が不足した。
- 障害者支援施設の通所は被害状況の把握が全くできなかった。
- 医療機関や福祉施設からの給水に係る SOS を把握できなかった。（医療機関や福祉施設などの需要側は供給側の窓口を把握しておらず、そもそも供給側の窓口も統一されていない）
- 水の供給量がそもそも少なかった。
- 例年国に報告している社会福祉施設等の情報によって被害状況を管理したが、不足する情報が多く、追加確認を要した。また、調査結果が年度当初に本庁施設所管課・市町村・保健所にて共有されていなかった。

#### <問題点・課題>

- ① 災害時の社会福祉施設等の状況について、県・市町村・施設において状況を報告するルートや情報共有の手段が構築されていなかった。
- ② 社会福祉施設等については、例年国に報告している社会福祉施設等情報により県でも施設の被害状況の把握をしていたが、必要な項目が網羅されていなかったため、情報が足りなかった。
- ③ 県において医療機関・社会福祉施設の情報等を吸い上げて早期に DMAT・物資・給水等の要否の判断をすることができなかった。

- ④ 県本庁と保健所の両者から病院や施設に対して被害状況の照会を行ったため、混乱や業務負担を生じさせた。
- ⑤ 被害が無い施設について、県で状況把握するための業務負担が大きく、必要な情報を効率的に収集することができなかった。

#### <今後取り組むべき対策>

- ①④ 情報収集等は一元化できると良い。本庁と保健所両者から被害状況照会を受けた病院・施設には混乱・負担を生じさせている。現場のことは現場（保健所）に任せる。医療情報含め情報把握等について、適切な情報ルートを整理する必要がある。
- ② 社会福祉施設等の情報収集を一元化するための適切な情報ルートを整理し、関係機関で共有する。
- ③ 医療機関情報収集等のため、EMIS を保健所職員が使いこなせるようにする必要がある。
- ③ 給水に関して、要望先の一元化や用途等に応じた給水等についてルール作りの必要がある。
- ⑤ （国の報告様式で）被害がなかった施設が、すぐ書けるようなルール作りをしておく必要がある。

## 4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

### （４）災害時医療・被災者支援チーム活動のあり方

～令和元年東日本台風等において県内避難所で活動した保健福祉部所管の専門職チーム～

【DMAT (Disaster Medical Assistance Team)】：災害急性期に DMAT 活動拠点本部を立ち上げ、各医療支援チーム調整。指揮命令系統の確立。要支援病院の把握・支援、介護保健施設等の調査・支援、医療機関・社会福祉施設の給水支援等を実施。

【DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)】：大規模災害発生時、被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行う。被災した精神保健医療システムの支援、住民の支援、支援者の支援等※県内で初めての活動

【DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)】：災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。※初めての活動

【JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)】：災害のフェーズに合わせたりハビリテーション支援（災害に関連した身体機能、生活能力の低下予防）※福島 JRAT として初めての活動

【日赤救護班】：被災者の医療ニーズに対応し、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割。救護所や避難所での診療等。

【JMAT (Japan Medical Association Team)】：日本医師会により組織される災害医療チーム。急性期の DMAT と入れ替わるようにして被災地支援を実施し、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織。

【災害支援ナース (福島県看護協会)】：看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の右端を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う。

【健康支援（保健師）チーム】：住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防しながら、避難地域全体の早期復興へ向かうための被災地の健康支援を担う。

【健康支援（栄養士）チーム】：健康を支える食糧・栄養の確保と適切な提供や「普通の食事を食べることができない人への個別栄養サポート、避難所の炊き出し等の食環境整備等を担う。

【歯科医師会】：口腔顎顔面領域の外傷等への対応、応急歯科診療、口腔衛生対策、また、災害関連疾病の予防対策などを担う。

#### <対応状況>

～できたこと～

- DWAT は本県において初めて派遣要請を行ったため、構成員及び市町村の調整等に時間を要したが、本宮市、郡山市、いわき市に計4回支援派遣できた。
- DMAT は平時から幅広い領域の研修・訓練を行っており、給水対応から福祉施設まで支援していただいた。
- 保健師チームと JRAT、DPAT、DWAT、日赤救護班と JRAT が連携した活動。
- 保健医療福祉調整連絡会議において、各活動を共有し連携についても検討しながら活動できた。
- 統括保健師ラインが避難所支援の窓口を担っていた。

### ～できなかったこと～

- DWATの活動は、例えば「避難所での生活に困難・負担がある」高齢者・障がい者・子どもなどを、適切な福祉サービスにつなぎ、二次被害を防止することが本来の役割である。しかし、役割の認知不足等もあり、地元のケアマネージャーや市町村と連携し、サービスにつなぐハードルが高かったと思われる。
- 初めて活動したチームは、活動内容・情報の取扱いに係るマニュアルが十分に作成されていなかった。
- 各専門職チームの避難所支援における市町村（特に中核市）との連携。
- 各被災地で活動する専門職チームの拠点がそれぞれ曖昧だった。

### <問題点・課題>

- ① 市町村等において各専門職チームの活動を知らないケースが多く、支援要望が十分に挙がらない状況だった。
- ② 各市町村において、各専門職チームの活動等を調整するための窓口等が明確でなく、各チームの派遣調整・活動報告において混乱していた。
- ③ 県・市町村における各専門職チームの受援体制（支援を受ける基準・内容等）が整備されていなかった。
- ④ 各専門職チームの活動拠点のあり方が不明確であった。（県庁に拠点を置くケースが多かったが、活動内容や連携期間等を考慮して保健所や市町村に拠点を置くケースもあった）

### <今後取り組むべき対策>

- ① 各専門職チームの活動について周知（報告会開催等）する必要がある。
- ② 各専門職チームが活動する際の市町村の窓口の明確化及び活動の共有と連携をする必要がある。
- ② 支援要請のルート、支援の際の市町村窓口等を平時に設定しておく必要がある。
- ② 県庁・保健所・市町村統括保健師ルート等、避難所支援の窓口を検討しておく必要がある。
- ③ 受援の際の専門職チームとの情報共有・連携した活動について検討しておく必要がある。
- ③ 受援側の組織・体制を理解しておく必要がある。
- ④ 専門職チームの活動拠点について、各地域（保健所など）に設定するなど、明確化する必要がある。

## **第7 検証委員会における主な意見**

### **1 検証の進め方に係る意見**

#### **<第1回 (R2.2.1) >**

- 本部事務局職員の意見を取りまとめ、聖域なく検証しようとしていること、今後、我々から述べるべき意見について既に反映されていることは評価。後は保健福祉部や土木部などの災害対応や、市町村や関係団体、住民系の消防団や自主防災組織などの意見も精査していくのが委員会の役割と考えるのでお願いしたい。
- 河川の被災状況について、国と県が別々に報告されたのが残念。住民サイドからすると支流も含めて被災の全体像が知りたいはず。
- 気象情報が警戒レベル2~4相当と緊急度を高めていく中で、市町村がどの時点で避難情報を発令したのか検証して報告してほしい。
- 災害救助法が適用される前に避難所がどれくらい開設されていたのか分からないか。今回は法が適用され、国の救助費の対象とされたが、仮に法が適用されない場合、救助費用は市町村の負担になることが全国的な課題となっている。そうした検証を国への施策提言につなげられないか。
- 本日の資料では全体的に10月13日の後半から15日ぐらいまでの時系列がよく分からない。県、市町村、自衛隊等関係機関と併せて整理すると良い資料になるのではないか。
- 関係機関との連携の課題については、応援を派遣した側の活動報告書をもらえないか依頼してみてもどうか。そこから課題が抽出できれば効率的である。
- 今後の災害対応に当たって、応援機関からのリエゾンを受け入れるのは重要な課題。近年は庁舎を建て替える自治体が増えており、災害対応に当たってのスペースをどのように確保しておくかは皆悩んでいるところ。県の検証が一定の示唆を与えるものになると良い。
- 犠牲になられた32名の方の個々の状況について調査できないか。今後、同様の災害で亡くなられる方を減らすことにつながる。マスコミ等で既に報道されている内容でもよい。
- 県から市町村に派遣したリエゾンについても検証が必要。災害対応のマネジメントにおいて、リエゾンの機能や求められる能力については全国的にも見極められていないが、今回の検証で何か成果が出れば全国的に貢献できる。

#### **<第2回 (R2.2.29) >**

- 災害対策本部の運営の課題について、時系列や項目毎に説明されてきたが、取り組むべき課題をリスト化した方が、今後の議論を進めやすい。



- 命を守る取組のため、市町村のBCPや受援計画を作っておくとか、ハザードマップ活用を促進するとか、事前準備の課題についても検証委員会で整理しておくことが必要。
- 阿武隈川のような大河川については、全域のハザードマップをつくって当該市町村のハザードマップはスケールアップして詳細に見ることができるような形にすると、自分が住んでいる隣町や仕事場などの安全性を分かる。そのような取組が市外も含めてどこが安全な場所かを知る上で大事。

#### <第3回 (R2.5.15・書面開催)>

- 課題と取り組むべき事項をリスト化されたことは、意義のあることである。これらを元に、誰が（防災のみならず）誰と（県庁内、市町村と、地域と）いつ（短期、中期、長期）までに何を（マニュアル策定、資料策定、組織体制充実、訓練実施）、を整理し、議論する必要がある。
- 水害は、災前の情報から対応が始まる。
  - (1) 発災前は、平時と災害直前期（避難準備情報と要支援者避難、など）に区分しておく。
  - (2) 発災後は、応急対策（浸水）期、復旧期（浸水後）に区分する。いずれにせよ、「浸水」を0時として、「何日後に何をしたか」が分かるように整理しておくで教訓として生きる。

#### <第4回 (R2.5.31)>

- 今後やるべき対策についてリスト化することが大事であり、また、お蔵入りさせないことが重要。人員と予算の事情もあると思うが、長期的に取り組むつつ、対策疲れにならないよう、防災部局だけではなく全庁的な体制づくりを検討されたい。

## 2 住民避難行動に係る意見

#### <第2回 (R2.2.29)>

- 今回の台風では夜間に雨のピークがあり、人の生命に関わる事態としては最悪の時間帯。その対応には早めの避難が必要。今回の被災を踏まえ、気象情報と水位情報を組み合わせた分析により流域毎の増水の仕方を整理しておいて、早めの避難につなげるべきでは。
- 自治体は、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令するということは、イコール「避難所を開設して、かつ、そこである程度長丁場の避難を受け入れること」をきちんと受け止めて、受け入れ体制を含めた準備しておかなければならない。
- 市町村の避難情報の出し方を見ると、大量の指示を発令しているところがあ

り、エリアメールが頻繁に来ているうちに、自分のところの避難情報がどうなっているのか分かりにくくなる。

- 10月12日の22:00に2回目の大雨特別警報が発令された際は全県で1万人の避難者であったのが、翌朝の5:00には2万人を超えた避難者となっており、まさに夜中の大雨の災中に避難した人が多かったことはとても危険な状況だった。そのような状況では垂直避難や近場の高い場所への避難が必要なのではないか。
- 避難指示等のあった地域の住民が皆避難したら、避難場所は足りなくなる。ハザードマップで自分の家が浸水することが分かったら、発災時には親戚、知人、勤め先の会社など、ハザードマップの白地地域（安全な地域）に避難するというのがマイ避難プラン。そうした取組を県でモデル的に進めてはどうか。
- 沖縄では大きな台風が頻繁に通るが、死者や家屋に被害が出ることはめったにない。それは、台風が発生したら必ず沖縄にくるものと住民が考えていて、災害に人が備えておけば被害は生じないという災害文化があるからと聞いている。災害文化は頻繁に災害が起きないと成立しないが、発災前の備えを行政的に推進していくことはやはり必要。
- 場所によっては、ハザードマップが白地の隣町へ避難する方が早い状況もあるので、市町村の相互連携を検討してみることも大事。

### <第3回 (R2.5.15・書面開催)>

- 災害時に対応できる支援者を増やす取組は必須であるが、自主防災組織や民生委員の高齢化が進行しており、要配慮者が複数の場合には対応できない現実がある。福祉専門等の民間事業者等の支援を要請する必要があり、予算を持つ事業とする必要がある。
- 避難行動要支援者への支援については、他自治体の優良事例（長野県のマイタイムライン等）を学び、適用可能性を検討するべき。
- 今後の課題ということになるが、コロナ問題によって、本来は避難すべき状況にある人が、避難しなくなるような問題が起こらないようにしなければならない。そのためには、避難場所・避難所が沢山の人で一杯にならないようにすることや避難場所・避難所における感染症対策の充実と、そのことの周知が重要になってくると思われる。
- 避難行動要支援者が在宅避難になる可能性が高い。その人達への支援（在宅避難者支援）のあり方を考えておくことが、関連死を防ぐ上でも大切なこととなる。

### <第4回 (R2.5.31)>

- 文字や言葉では切迫感は伝わらない。雨量や河川の水位、雲情報など、気象

台と連携して「見える化」して情報を出すことが切迫感を伝えることに繋がる。

- 逃げ遅れではなく余裕をもった避難を促すため、まず、「早めの避難行動を促す避難情報の発令」ということを中間報告に盛り込むべき。「空振りを恐れず」ではなく、「空振りは成功」ということを市町村長に呼びかけてほしい。
- 避難行動要支援者への対策では、福祉と防災の連携は不可欠。特に福祉については、ケアマネージャーなどを含めて民間の事業者・施設との連携が極めて大事。
- 住民避難行動調査について、「ハザードマップ」「避難計画」「河川」の認識によって、災害リテラシーといわれているものが構築されていたのか知りたい。
- 情報を入手したり、連絡手段を確保したりするために、避難所の備品として、テレビとスマートフォンの充電器は必携品になっている。
- 早めの避難を前提条件として、高齢者など徒歩の避難が難しい人にとっては自動車を活用しての避難もありかと思う。
- 単身者などは務め先に留まることが安全な場合もある。そういったことも含めた「事業所避難対策指針」をつくることを事業者へ呼びかけてみても良いのではないかな。

### 3 県の災害対応に係る意見

#### <第1回 (R2.2.1) >

- 災害対策本部事務局のマニュアル整備の話は、事務局のBCPの問題でもある。各班のマニュアルを束ねて、対策のフェーズ毎に、どの業務にどれだけ人員を柔軟に投入するかについて整理した方が良い。
- 最近の気象現象はいわゆる超過洪水であり、計画の想定をはるかに超える災害が頻発するというのがこれからの現状。災害が発生して人を守れるかどうかということは、県全体として備える必要がある。
- 長期的な減災防災、災害に強いまちづくりというものは、国の補助事業を受ける上でも福島県国土強靱化地域計画の中にきちんと位置づけることが大切。

#### <第3回 (R2.5.15・書面開催) >

- すでにやられていると思うが、ハザードマップなども使いながら、防災倉庫の位置などを再検討した方が良いと思われる。
- 河川の水位情報を監視するカメラは、財政上限界があるかもしれないが、台風第19号の教訓から割り出された要警戒区域に重点的に配備するなどの工夫はできないか。

- 道路が通行できずに物資輸送できなかった例が挙げられている。浸水区域の避難所の例でも、浸水しないかさ上げ道路があれば、十分に避難所として機能することができる。さらに、浸水しない災害緊急道路網の整備は減災まちづくりの観点からも必須の項目といえる。
- 関係職員間の情報共有に関しては、様々な制約や課題があるのかもしれないが、SNSなど便利なシステムが普及していることを踏まえ、これらを十分に生かしていく必要があるのではないか。
- 被害情報等の収集については、必要な情報はしっかり収集しなければならないが、入力しやすくしたり、効率化・簡素化したりするなど、災害時の現場の負担を減らす努力も必要である。県が打ち出している、軽量化の検討に加え、市町村からの要望（エクセルのインポートなど）が実現できないかを再度考えてみる必要があると思われる。また、県が派遣するリエゾンをうまく機能させることも情報収集という点では重要になってくるだろう。加えて、システムを使う訓練や研修なども充実させていく必要があるだろう。
- 総括班の機能を強化することは非常に重要であると思われる。情報を集め、災害の状況を適切に把握・整理し、突発的な事態も含めて、必要な対応をしっかりと行えるようにしなければならない。事務局長の活動と、それをサポートする職員の役割などを改めて検討し、災害時の組織としての対応が適切に実施されるようにしなければならないだろう。

#### <第4回 (R2.5.31) >

- 新型コロナウイルスの対応で日本のIT環境が世界と比べて遅れているということが実感されたところ。災害対応では緊急性や情報の一元化が重視される。危機感をもって災害対応のIT化を推進すべき。

## 第8 課題と取り組むべき事項のリスト（素案）

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○平時				
1	住民避難行動	市町村の避難行動要援者への対応に係る課題（支援者の不足、名簿が活用されていない、個別計画の有効性に乏しい等） ＜中間報告3-(1)>	避難行動要援者の避難について市町村を支援する。	名簿の作成や共有、個別計画作成について改めて依頼するとともに、個別に訪問して避難行動要援者の避難に係る課題について意見交換を行う。
2		市町村の避難所運営に係る課題（人手不足、物資の調達、要配慮者への対応等） ＜中間報告3-(2)>	避難所運営について市町村を支援する。	「避難所運営マニュアル作成の手引き」を見直し、避難所運営のポイントについて共有する。 個別に訪問して避難所運営の課題について意見交換を行う。
3	物資の調達・搬送	民間事業者との事前調整や連携が不足していた。 ＜1-(6)-①②>	民間事業者との連携を強化する。	発災初期に必要な倉庫協会やトラック協会等との連携を強化するため、情報連絡や物資搬送の図上訓練を実施する。
4	被災者の生活再建支援	年度当初に内閣府が主催する都道府県担当者会議後、県主催の市町村担当者会議を開催していなかった。 ＜1-(7)-①>	罹災証明書に係る市町村担当者説明会を、内閣府主催の都道府県担当者会議後速やかに開催する。	協定団体の連絡先や担当者リストの更新を定期的に行う。 平日夜間や土日祝日に災害が発生した場合の対応について、平時から協定締結団体と調整する。
○初動対応（発災直前）				
5	住民避難行動	避難情報を元に避難した方が少なく、自分の身の危険を感じてから避難を開始した方が多かった。 ＜中間報告2-(2)>	平時から防災気象情報を踏まえた早期の避難行動を県民に促す。	各種広報媒体や防災専門ツイッターやインターネットを活用して早期避難に係る周知啓発を行う。 「マイ避難」について計画策定ツールの作成と普及に取り組む。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○初動対応（発災直前）				
6	住民避難行動	市町村から住民への避難情報は様々な方法で伝達する必要がある。＜中間報告2-(1)＞	市町村から住民への避難情報伝達について支援する。	防災行政無線等の整備に係る技術的、財政的助言を行う。 リアポートの入力徹底についてお願いする。 個別に訪問して多様な情報発信について意見交換を行う。
7	事前準備・警戒体制	事前配備において必要な人員が不足した。＜1-(1)-①＞	事前の防災気象情報を踏まえ、初動対応に必要なと想定される人員を確実に配備する。	気象台による事前の防災気象情報を詳細に分析の上、今回の被災も踏まえ体制を構築する。
8		県防災事務連絡システムによる情報収集以外は計画的に業務ができなかった。＜1-(1)-②＞	水害の初動対応（発災直前～直後）の対応について、今回の経験を踏まえて整理する。	初動対応のミッシュンと業務内容についてタイムラインとして整理する。 整理したタイムラインに基づく図上訓練を実施する。
9	災害対策本部の設置	発災前に災害対策本部体制へ移行したが、参集される職員の安全性を考慮して事務局職員の参集は翌朝としたため、結果として初動対応の人員が不足した。＜1-(2)-①＞	事前の防災気象情報を踏まえ、初動対応に必要なと想定される人員を確実に配備する。	気象台による事前の防災気象情報を詳細に分析の上、今回の被災も踏まえ体制を構築する。
10		災害対策本部事務局職員の当初の参集にあたって、遠方から職員に負担がかかった。＜1-(2)-②＞	招集体制・事務局指定職員の指定基準を再検討して徹底する。	事務局員について、2交替勤務や3交替勤務のパターンに応じた招集体制を整理する。
11		災害対策本部事務局指定職員等への連絡手段が電話しかなく、招集の連絡に時間を要した。＜1-(2)-③＞	夜間や休日に速やかに連絡できる手段を確立する。	原則として30分以内に登庁できる職員を事務局職員に指定する。 メーリングリストやSNSによる職員招集について検討する。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○初動対応（発災直前）				
12	情報発信	12日の夜間において、県のホームページにアクセスが集中したことにより、県管理河川の水位情報が閲覧できない状況が発生した。 <2-(4)-①>	県管理河川の情報発信体制を強化する。	災害協定を締結しているヤフーのキャッシュサイトや河川水位情報サイト、NHKのデータ放送の閲覧を促す。 福島県河川流域総合情報システムの改善・強化を図る。 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを増設する。 河川情報を県から首長に直接伝達する「ホットライン」について対象河川を拡大する。
○初動対応（発災直後）				
13	住民避難行動	見込みより避難者が多く避難所が一杯になった。 <中間報告3-(2)>	安全を確認した自宅に留まることや、親戚・知人宅への避難など、避難の分散化を図る呼びかけを行う。	「マイ避難」普及に係るモデル事業の実施について検討する。
14		出社時や退社時を含め、仕事中に被災した方が多かった。 <中間報告1-(2)>	事業者団体等へ水害に関する従業員の安全確保などを呼びかける。	事業者団体等に対し、水害に関する従業員の安全確保等（出社時や退社時を含む）について定期的に呼びかける。
15	情報収集	災害対策本部事務局において人命救助に係る救助情報を集約することができなかった。 <3-(1)-②>	救助情報を県に集約する体制を構築する。	県警や常備消防との情報連携を強化する。
16		県防災事務連絡システムにより被害状況を把握していたが、情報把握の遅れが生じた。 <2-(3)-①②③⑤><2-(4)-②>	迅速な防災事務連絡システムの入力に向け操作の習熟度を向上させる。	県リエンジニアリングが市町村から積極的に情報収集を行う。 事務局指定職員や市町村に向けたシステム操作研修を行い、県・市町村において複数の職員が入力できる体制を構築する。
				初期の被害状況即報について、県防災情報連絡システムの入力項目を限定し、市町村の負担軽減を図る。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○初動対応（発災直後）				
17	災害対策本部の運営	救助事案について、各組織の活動を災本部事務局が把握しきれず、警察・消防・自衛隊が現場で調整して救助活動を展開する結果となった。＜3-(1)-①②＞	災害対策本部事務局の「広域応援・避難班」において救助に係る調整を行うこととしており、同班の早期設置と事前の訓練等に取り組む。	県警、消防、市町村、県リエンジン及び自衛隊の市町村し〇から救助に関する情報を積極的に収集する。
18		救助事案について、各組織の活動を災本部事務局が把握しきれず、警察・消防・自衛隊が現場で調整して救助活動を展開する結果となった。＜3-(1)-①②＞	災害対策本部事務局の「広域応援・避難班」において救助に係る調整を行うこととしており、同班の早期設置と事前の訓練等に取り組む。	上記について訓練を実施する。
19	事務局レイアウト・資機材	関係機関のリエンジンが県災害対策本部に参集して連携を図ったが、事務局スペースが手狭になった。＜2-(5)-①＞＜3-(1)-④＞	関係機関が災害対策本件事務局と円滑に連携できる事務局スペースのレイアウトを検討する。	同左
20	県職員の派遣	県から市町村に派遣したリエンジンについて、派遣開始が遅かったほか、当初派遣したリエンジンは係員レベルが主体であり、要望対応等が十分にできなかった。＜3-(2)-①②③⑤＞	県から派遣するリエンジンの体制を強化する。	リエンジンの要領を見直し、管理職リエンジンの早期派遣により情報収集・要望対応の強化を図る。 リエンジン職員に向けた研修会や訓練を実施する。 スマートフォン等リエンジンのIT環境整備を検討する。
21	保健福祉部の検証	保健医療福祉調整本部（地方本部）を設置する場所・タイミング・体制・役割等が不明確であった。＜4-(1)-①②③⑧＞	保健医療福祉調整本部（地方本部）の設置基準や体制を明確化する。	設置基準等を明確化し、「部災害対応マニュアル」の見直しを行う。
22		災害対策本部やDMAT調整本部との役割分担・連携体制が未整備であった。＜4-(1)-④⑤⑥⑦＞	保健福祉部各班とDMAT調整本部や災害対策本部事務局との役割分担を整理し、連携体制強化を図る。	災害対策本部各班やDMAT調整本部の連携体制を整理し、「部災害対応マニュアル」の見直しを行う。
23		保健所でEMIS入力ができる人員が不足した。＜4-(3)-③＞	EMIS入力可能職員の育成を図る。	EMIS入力等のための保健所職員向け研修を実施する。



No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○応急対応（浸水）期				
24	情報収集	被害状況即による定時の情報収集だけでは必要な情報を得ることが出来なかった。 ＜2-(3)-③④＞	被害状況に応じて定時の情報収集に加え、復習の情報収集ルートで情報収集を行う。	県リエゾンを早期に派遣して情報収集を行う。
25		地方本部職員や出先機関職員が収集した情報について災害対策本部事務局で集約することが難しかった。 ＜2-(3)-⑥＞	災害対策本部事務局と地方本部の連携体制を強化する。	地方本部を交えた本部設置運営訓練を実施する。 新たに導入された県のグループウェア等による情報共有について検討する。
26		被災地の写真等が少なく、現地的情況をイメージすることが難しかった。 ＜2-(3)-⑦＞	視覚的な被害情報を収集するため、県リエゾンのIT機器を整備する。	県リエゾンにスマートフォン等を配備し、画像データを収集する。
27		避難所に係る情報収集について、開設状況や避難者数に加えて、要支援者・被災幼児カウセンシング・妊婦支援など様々な調査が必要となったため、市町村へ重ねて調査を依頼することとなり、市町村へ負担をかけた。 ＜2-(5)-①②＞	避難所に係る情報収集について、避難所の要支援者支援のために必要な情報も含め広域応援・避難班で収集する。	同左
28	情報発信	県公式ツイッターは1つしかないため、災害情報とその他の情報（観光情報等）が混ざった状態に掲載された。 ＜2-(4)-③④＞	防災専門の県公式ツイッターを開設する。（開設済み）	同左

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○応急対応(浸水)期				
29	物資の調達・搬送	物資に係る業務が多岐に渡り、物資班の負担が非常に大きかった。 ＜2-(2)-③＞	事務局における物資調達フローについて整理し、物資班の役割を必要物資の調達と搬送に特化させる。(避難所におけるニーズの確認や数量の整理は広域応援・避難班で行う。	物資班の増員と物資班マニュアルの見直しを検討する。 県及び市町村の備蓄のあり方について再整理する。
30		複数のルートで市町村から物資が要望されたため、重複しているかどうかの確認に時間を要した。 ＜1-(6)-③＞	市町村から県への物資要望ルートについて再整理する。	同左
31		県備蓄物資の倉庫1カ所が河川の氾濫により被災し、備蓄物資の活用ができなかった。 ＜1-(4)-④＞	県による備蓄や、発災直後に調達する物資の集約と搬送を効率的に実施するため、物資の集約搬送拠点を確保する。	同左
32		国のプッシュ型支援について、荷姿や到着時期が分からず対応に苦慮した。 ＜1-(6)-⑤＞	物資の調達に係る国のプッシュ型支援、県の備蓄物資及び協定団体からの購入について、効率的な活用のためタイムラインを作成する。	同左
33		県備蓄物資の搬出や入出数の管理に課題があった。 ＜1-(6)-⑥⑩＞	民間倉庫への委託貯蔵を検討する。	同左
34		要望された物資が災害救助費の対象かどうかの確認に時間を有したほか、物流回復後も県物資班に要望してきた事案があった。 ＜1-(6)-⑥⑩＞	災害救助法に基づき食糧や物資の調達について、市町村と共通理解を図る。	同左

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
35	○応急対応（浸水）期 被災者の生活再建支援	住家の被害認定や罹災証明書の交付について、市町村ごとに基準や進捗にばらつきがあり、混乱が生じた。 <1-(7)-③④>	被災者生活再建支援に係る業務について全県的に統一した対応がどれる仕組みについて検討する。	住家被害認定調査について、県内市町村の相互応援が可能となる体制について検討する。具体的には調査の標準化や合同研修の実施、システム構築など。
36	災害対策本部の運営	総括班長たる災害対策課長が電話や突発的な事案への対応に掛かりきりとなり、本部全体を見渡すことができず、戦略的に対応を調整することができなかつた。 <2-(1)-①②><2-(2)-②>	事務局長の意思決定を補佐する総括班の官房機能を強化するとともに、事務局各班が収集する情報の共有について徹底する。	総括班において、災害対応の進捗管理、マスコミ対応、突発的事態への対応について事務分担を見直す。 災害のフェーズに応じたミッションとマニユアルを再整理する。 今回の経験を踏まえて水害対応のタイムラインを作成する。 問い合わせ電話対応専門のチームを設置する。
37		被害状況を地図上に展開して情報共有することができなかつた。 <2-(1)-③>	事象を共通の地図上に展開して情報共有することをルール化する。	警戒配備体制時の業務や訓練において地図を活用することを徹底する。 災害対応に必要な各種地図を備える。
38		災害救助法の運用を始め、一定の業務量がある業務について、必要なチームをその都度設置して対応した。 <2-(1)-④><1-(7)-③>	令和元年東日本台風等への対応を踏まえ、災害対策本部事務局の効率的な運用について見直す。	新設した災害救助法チーム、罹災証明書交付支援チーム、企画調整チーム、住宅応急修理チーム、借り上げ住宅チーム、予算経理チームの業務や人員について、再度、災害対策本部各班や各部署との役割分担を見直す。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○応急対応(浸水)期				
39	事務局指定職員業務の業務	事務局指定職員が業務内容を十分に理解していなかった。 <2-(1)-⑥>><2-(2)-④>	事務局指定職員に業務内容の理解習熟を図るとともに、災害対応に長じた職員の育成と活用に取り組む。	事務局指定職員研修の早期実施と内容の充実に取り組む。 平時から班長会議を開催し、円滑な連携と業務への習熟を図る。 災害対策課のOB職員など災害対応経験者を中心に事務局指定職員に指定する。
40		人員が不足した班があった。 <2-(2)-③⑤>><2-(3)-②⑤>	災害対策本部事務局に必要な人員を再配置する。	災害対策本部の対策フェーズに応じた人員配置計画を作成し、効率的な人員活用を図る。
41	災害対策本部会議	災害対策本部会議の内容について課題があった(県各部署の情報共有の場となったりライブラインの支援策をしたりライブライン関係の被害状況をまとめて発信する内容に乏しかった。) <2-(4)-①②>	災害対策本部会議における県民や外部向けの情報発信の充実について検討する。	ライブラインの被害状況や復旧見込みについてまとめて発信する。 県の被災者支援の取組等について分かりやすく発信する。 国や防災関係機関からの情報発信の場とする。
42	事務局レイアウト・資機材	災害対策本部体制の拡大に伴い、PC等の機材確保やネット環境の整備に時間を要した。 <2-(1)-⑤>><2-(5)-⑤⑥>	レイアウトやPC等の資機材について、新設するチームも含めて再整理を行う。	PCなどの資機材については、十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて各部署等からの調達を図る手順をルール化する。
43	受援体制	県の受援計画に基づき設置する受援本部が機能せず、部局班等が対応することとなり、新潟県リエゾン等の受入が上手くいかなかった。 <3-(1)-③>	県の受援体制を見直す。	新設チームの執務スペースやIT環境について準備する。 県受援計画を見直し、受援本部を災害対策本部事務局組織に吸収する。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○応急対応（浸水）期				
44	受援体制	市町村において受援体制が十分でないケースがあった。＜3-(1)⑤⑥＞＜3-(2)⑥＞	発災時に他自治体からの応援を円滑に受入できるよう、市町村のBCPと受援計画作成を支援する。	個別に訪問してBCPと受援計画の作成を促すとともに、モデル事業の実施を検討する。 他自治体から市町村への受援について、県リエゾンも交えた調整を実施するよう調整する。
45	保健福祉部の検証	情報共有内容・ルートが不明確であり、相互の対応状況・方向性等の共有も無かった。＜4-(1)-⑨⑩⑪＞	災害対応のフェーズに応じた情報発信内容や発信手段を明確化する。	災害対応のフェーズ毎の情報発信内容について整理する。
46		避難所情報等の情報共有ルートが不明確な部分があった。＜4-(2)-①②③＞	避難所支援について災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携強化を図る。	避難所支援などについて、保健福祉部と災害対策課の継続的な協議を実施する。
47		県として中核市への支援の姿勢が明確でなかった。＜4-(2)③＞	県と中核市の連携体制を強化する。	県と中核市による検討会議を設置し、県と中核市の連携強化を図る。
48		防疫に係る早期の情報把握、それに応じた早期の防疫対策、栄養面の支援が不足した。＜4-(2)-④⑤⑦＞	避難所の防疫対応等の支援強化を図る。	「避難所運営マニュアル作成の手引き」の見直しに参画する。
49		統括保健師の役割が明確でなかった。＜4-(2)-⑧＞	災害時の統括保健師や県の役割を明確化して共有する。	統括保健師の役割等を「県災害時健康マニュアル」等で整理する。 統括保健師に対して研修等を行う。
50		災害時の社会福祉施設等の状況について、県・市町村・施設において情報把握のルートや手段が構築されていないかった。＜4-(3)-①②④＞	社会福祉施設等の情報収集を一元化するための適切な情報ルートを整理し、関係機関で共有する。	保健福祉事務所が情報収集の主体（起点）となる仕組みを整理して明確化する。 保健福祉事務所間の情報共有を円滑に行うための調整会議を創設する。 年度当初に管内市町村と連携した災害対応研修を実施する。 県・市町村・医療機関・社会福祉施設等が参加する情報連絡訓練を実施する。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○応急対応（浸水）期				
51	保健福祉部の検証	医療機関・社会福祉施設の情報から早期に給水等の要否の判断をする仕組みがなかった。＜4-(3)-③⑤＞	災害時の給水支援を円滑に行うための仕組みを検討する。	施設種別毎の応急給水に関する優先順位等の考え方を整理する。
			被害が無い施設に係る情報収集ルールを構築する。	給水の種別ごとに必要な水の品質や数量、確保方法を整理する。
				国被害状況報告に関する本県独自の記載方針をルール化する。
○復旧期（浸水後）				
52	情報発信	ホームページによる情報発信について、主担当がはつきりしない、編集可能領域が少ないなどの課題があった。＜2-(4)-⑤⑥⑦＞	ホームページ担当を明確にし、掲載情報について検討する。	本部事務局各班の業務を見直し、ホームページ担当班を明確にする。
53		被災者が今後の再建を見通すための被災者支援制度ガイドブックを作成するタイミングが遅かった。＜2-(4)-⑧＞	自然災害で被災した場合の支援制度について、平時から分かりやすいガイドブックを作成する。	ホームページ担当課と調整して編集可能領域の拡大や掲載情報の精選を行う。
54	被災者の生活再建支援	被災者の生活再建に向け、住家の被害認定調査や罹災証明書の発行が速やかに実施する必要があるが、地域防災計画上、当該業務は「災害復旧計画」に位置づけられており、応急対策の中で実施する体制を準備していなかった。＜1-(7)-②＞	市町村の「住家被害認定調査」及び「罹災証明書交付事務」を速やかに支援する体制を構築する。	当該支援に従事した専門チームの組織や機能について、災害対策本部事務局又は既存の県組織の業務へ整理する。
55		住宅の応急修理や借上げ住宅の制度運用について、一部で基準が徹底されなかった。＜1-(8)-①＞	平時から制度の運用に係る周知や研修を行う。	同左

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
○復旧期(浸水後)				
56	被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援法の対象とするためには一定数の住家被害が発生することが要件であるが、住家の被害状況把握に時間を要した。 ＜1-(8)-③＞	早期に被災者生活再建支援法を適用させるため、住家被害の把握について迅速化する。	被災者生活再建支援法の適用を念頭に置いて積極的に被害状況を把握する。
57	事務局指定職員の業務	事務局指定職員が固定しないケースがあり、業務の連続性に支障が生じたりする問題が生じた。 ＜2-(2)-①＞＜2-(3)-①③＞	事務局職員をできるだけ固定化するよう調整する。	災害対策本部の対策フェーズに応じた人員配置計画を作成し、事務局員を派遣する各部局のBCPを整合させる。 事務局指定職員については、災害時には災害対応業務専任とするよう調整する。
58		班長・チーム長・副班長の交替勤務体制の維持が難しかったほか、ロケーション制の場合は最終的な判断の正確性が担保できないおそれがあった。 ＜2-(3)-④＞	業務の安定した指揮命令システムの確保について検討する。	班長・チーム長・副班長については、一定日数経過後は日勤のみとする対応を検討する。 中長期的な災害対応業務について、可能な限り関連性の高い部局の所管業務として整理することを検討する。
59	県職員の派遣	派遣職員される十分な研修等を行うことができなかった。 ＜3-(2)-④＞	平時から県応援職員を選定し、研修を実施する。	同左
60	保健福祉部の検証	災害時医療・被災者支援チーム(以下、「各専門職チーム」という。)の活動内容を市町村は認知しておらず、支援要望が十分に挙がらない状況であった。 ＜4-(4)-①＞	各専門職チームの活動向上を図る。	会議や研修会等を通して、各専門職チームの活動について周知する。 実際に各専門職チームが活動した際に「活動報告会」を開催する。 各専門職チームが参加する訓練を実施する。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組
61	保健福祉部の検証 の復旧期(浸水後)	各専門職チームの活動等を調整するための市町村窓口が明確で無く、派遣調整や活動報告において混乱していた。<4-(4)-②③④>	各専門職チームが活動する際の市町村窓口を明確化し、活動の共有と連携強化を図る。	各専門職チームの受入担当者をリスト化する。 支援要請のルートを整理する。 保健福祉部門の市町村の避難所支援窓口との関連性を整理し、「市町村受援計画」策定状況等に係者と共有する。 平時から要配慮者に対する支援も含めた適切な初動対応を実施するため、検討を行う体制を構築する。(検討会議の設置など)



## 第9 締めของ章